

1. 議事日程

(平成18年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目)

平成18年12月8日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第109号 広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について
- 日程第4 議案第110号 安芸高田市長期継続契約を終結することができる契約を定める条例
- 日程第5 議案第111号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第6 議案第112号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第7 議案第113号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第114号 広島県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第9 議案第115号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第116号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第117号 芸北広域環境施設組合規約の変更について
- 日程第12 議案第118号 土地改良事業計画の変更について【法恩地井才田地区】
- 日程第13 議案第119号 字の区域の変更について【法恩地井才田地区井才田工区】
- 日程第14 議案第120号 字の区域の変更について【長瀬川地区篠原工区】
- 日程第15 議案第121号 字の区域の変更について【長瀬川地区下川根工区】
- 日程第16 議案第122号 安芸高田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第123号 安芸高田市飲料水供給事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第124号 安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第125号 平成18年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)

- 日程第20 議案第126号 平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第21 議案第127号 平成18年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第128号 平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第23 議案第129号 平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別
会計補正予算(第3号)
- 日程第24 議案第130号 平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予
算(第3号)
- 日程第25 議案第131号 平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第26 議案第132号 平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第27 議案第133号 平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算
(第1号)

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
6番	川 角 一 郎	7番	塚 本 近
8番	赤 川 三 郎	9番	松 村 ユ キ ミ
10番	熊 高 昌 三	11番	藤 井 昌 之
12番	青 原 敏 治	13番	金 行 哲 昭
14番	杉 原 洋	15番	入 本 和 男

16番	山本三郎	17番	今村義照
18番	玉川祐光	19番	岡田正信
20番	亀岡等	21番	渡辺義則
22番	松浦利貞		

3. 欠席議員は次のとおりである

5番 小野剛世

4. 会議録署名議員

4番 加藤英伸 6番 川角一郎

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	児玉更太郎	副市長	増元正信
副市長	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	杉山俊之
福祉保健部長兼 福祉事務所長	廣政克行	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	沖野清治	消防長	竹川信明
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	宍戸邦夫
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内壯	社会福祉課長	重本邦明
高齢者福祉課長	沖野和明	保健医療課長	武岡隆文

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治



午前10時00分 開会

○松浦議長

それでは、おはようございます。

時間が参りました。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。

事務局長 増本義宣君。

○増本事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3千万円以上1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

第3点、監査委員より平成18年10月分例月出納検査結果の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○松浦議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

続いて、市長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

本定例会の冒頭に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、安芸高田市議会、第4回定例会を第2回臨時会に引き続き招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変ご多忙の中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、臨時会における決算審査特別委員会では、慎重審議の上、全会計の決算について、認定のご議決をいただき、誠にありがとうございました。委員会では出されましたご意見等につきましては、今後の行政運営に活かすべく、努力をしてまいりたいと存じます。

さて、平成18年も残すところあとわずかとなりましたが、現在、本市では、平成19年度に向けての新年度の当初予算の編成作業を進めさせていただいておりますが、地方を取り巻くさまざまな状況は、合併後においても引き続き厳しく、とりわけ財政面では平成19年度で新型交付税の導入や、県合併交付金の終了などに伴いまして、2億円余りの減収が予想されます。こうした中、このたび、旧町時代から新市における現在までの財政状況を分析すると同時に、将来にわたっての財政推計を実施したところ、このままでいきますと、

平成19年度において6億6,700万円、さらにその後の数年間も毎年5億円から8億円の財源不足となる、厳しい結果が出てまいりました。このことを受けまして、予算編成が本格化する前に、副市長2人をトップとする2班で、先月の11月28日から12月12日までの間で、全職員を対象とした財政緊急説明会を実施しておるところでございます。今、置かれている状況と将来の姿を的確に捉え、庁内全体で共通認識を持つ中で、現在、実施している行財政改革を、さらに強力に推し進める必要があることを、改めて強く認識した次第でございます。議員の皆様におかれましても、行財政改革の推進につきましては、ますますのご支援とご協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

さて本定例会へ、ご提案を申し上げます案件は、議案25件でございます。

どうぞ、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつにさせていただきます。

○松浦議長 以上をもって行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、4番、加藤英伸君、及び6番、川角一郎君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○松浦議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

14番 杉原洋君。

○杉原委員長 失礼いたします。平成18年第4回定例会の運営につきまして、去る12月1日に議会運営委員会を開き、次のとおり申し合わせいたしましたので報告いたします。

まず、会期につきましてはお手元の会期日程のとおり、本日から12月20日までの13日間といたしました。議事の都合により、明日9日と10日及び13日から17日まで、並びに19日を休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、送付しております議案25件でございます。なお、ほかに議案4件について状況が整いましたら、お手元の日程のとおり18日及び20日にそれぞれ上程される予定となっております。議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第109号から議案第124号までについては上程の後、提案理由の説明及び質疑を行い、それぞれ所管の常任委員会に付託する

ことといたしました。

そのほか、議案第125号から議案第133号までの9件については付託を省略することといたしました。また、後に上程される予定の議案についてでございますが、補正予算にかかるもの1件以外はそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、一般質問の取り扱いにつきましては、質問は届け出順とし、初日7人、2日目6人で2日間、時間制限は設けず、質問は3回までといたします。

次に、請願が提出されておりますが、この件はお手元の請願文書表のとおり文教厚生常任委員会に付託されます。

以上、報告を終わります。

○松浦議長

お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は13日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第109号 広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について

日程第4 議案第110号 安芸高田市長期継続契約を終結することができる契約を定める条例

日程第5 議案第111号 過疎地域自立促進計画の変更について

日程第6 議案第112号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第7 議案第113号 安芸高田市基幹集会所施設及び管理条例の一部を改正する条例

○松浦議長

日程第3、議案第109号、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件から、日程第7、議案第113号、安芸高田市基幹集会所施設及び管理条例の一部を改正する条例の件まで5件を一括して議題とします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第109号から議案第113号までの提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第109号でございます。広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてでございます。本案は、平成19年2月に設立されます広島県後期高齢者

医療広域連合が、広島県市町公務災害補償組合に加入することになっていることから、同組合の加入数を増とすると同時に、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第110号、安芸高田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてでございます。本案は、平成16年11月に改正された地方自治法に基づき、物品を借り入れる契約で、契約期間が1年を超えるもの及び役務の提供を受ける契約で、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要があるものなど、商習慣上複数年度にわたり契約することが一般的であるものについて、長期継続契約を締結することを可能とするため、必要な条例を新たに制定するものでございます。本来、地方公共団体には地方自治法第208条の規定により、会計年度独立の原則が課せられており、電気、ガス、水道、電話及び不動産の借り入れといった契約以外は、単年度契約しかできないこととされていましたが、昨今、多様化する契約形態に機動的に対応するため、例えば物品のリース契約など商習慣上複数年度にわたって契約することが一般的なものについても、その範囲を拡大し長期継続契約を締結することを可能にするものでございます。

次に、議案第111号、過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。本案は過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定において準用する、同条第1項の規定によりまして、安芸高田市過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第112号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定において準用する同条第1項の規定により、長屋・高地辺地における総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第113号、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。本案は、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例に基づき、現在、市が管理しております美土里町の北地域運営協議会活動拠点施設に、消防分駐所を設置することに伴いまして、平成19年1月1日から基幹集会所としての用途を廃止する旨を定めるものと、現在、建設を進めております美土里町旧本郷小学校、旧北小学校及び旧生桑小学校の各施設を、建設後の平成19年4月1日から、それぞれ指定管理施設として運営するため、必要な条例改正を行うものでございます。

以上5議案について、よろしく審議のうえ適当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。



これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
本5件は、総務企画常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第114号 広島県後期高齢者医療広域連合の
設立について

日程第9 議案第115号 安芸高田市税条例の一部を改正す
る条例

日程第10 議案第116号 安芸高田市国民健康保険税条例の
一部を改正する条例

日程第11 議案第117号 芸北広域環境施設組合規約の変更
について

○松浦議長 日程第8、議案第114号、広島県後期高齢者医療広域連合の設立
についての件から、日程第11、議案第117号、芸北広域環境施設
組合規約の変更についてまでの4件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第114号から議案第117号までの提案理由をご説明申し上げ
ます。

まず、議案第114号、広島県後期高齢者医療広域連合の設立につ
いてでございます。本案は、さきの通常国会において可決成立いたし
ました、高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定によりまし
て、後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県の区域ごとに当
該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けることとされた
ため、地方自治法第284条第3項の規定により、広島市を初めとす
る県内すべての市町の協議によりまして、別紙のとおり規約を定め、
広島県後期高齢者医療広域連合を設立するものでございます。

次に、議案第115号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例に
ついてでございます。本案は、平成18年4月1日から地方税法等
の一部が改正されたことに伴いまして、安芸高田市税条例の一部を改
正する必要が生じたものでございます。このたびの主な改正は、三位一
体改革における地方への税源移譲に伴う関係のものでございます。

次に、議案第116号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改
正する条例についてでございます。本案は、平成18年4月1日から
地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、安芸高田市国民健
康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

次に、議案第117号、芸北広域環境施設組合規約の変更について
でございます。本案は、さきの通常国会において地方自治法の一部が

改正され、吏員制度が廃止されたことに伴い、芸北広域環境施設組合の規約変更が必要となったため、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上4議案について、よろしくご審議賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本4件は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第118号 土地改良事業計画の変更について【法恩地井才田地区】

日程第13 議案第119号 字の区域の変更について【法恩地井才田地区井才田工区】

日程第14 議案第120号 字の区域の変更について【長瀬川地区篠原工区】

日程第15 議案第121号 字の区域の変更について【長瀬川地区下川根工区】

日程第16 議案第122号 安芸高田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第123号 安芸高田市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第124号 安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

○松浦議長

日程第12、議案第118号、土地改良事業計画の変更について（法恩地井才田地区）の件から、日程第18、議案第124号、安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例までの7件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第118号から議案第124号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第118号、土地改良事業計画の変更について（法恩地井才田地区）でございます。本案は、安芸高田市甲田町において、平成14年度から、団体営ほ場整備事業法恩地井才田地区として実施してまいりました土地改良事業計画について、受益面積の減少に伴いまして、計画を変更する必要があるため、土地改良法第96条の3第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第119号、字の区域の変更について（法恩地井才田地

区井才田工区)でございます。本案は、安芸高田市甲田町において、平成14年度から実施してまいりました団体営ほ場整備事業法恩地井才田地区のうち、井才田工区の換地計画書の作成に伴いまして、字の区域に変更が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第120号、字の区域の変更について(長瀬川地区篠原工区)でございます。本案は、安芸高田市高宮町において、平成14年度から実施してまいりました県営ほ場整備事業長瀬川地区の篠原工区の換地計画書の作成に伴いまして、字の区域に変更の必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第121号、字の区域の変更について(長瀬川地区下川根工区)でございます。本案は、安芸高田市高宮町において、平成14年度から実施してまいりました県営ほ場整備事業長瀬川地区のうち、下川根工区の換地計画書の作成に伴いまして、字の区域に変更を生じたため、地方自治法第260条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第122号、安芸高田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例から議案第124号、安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例までの3議案について説明を申し上げます。本案は、水道事業者が消滅時効の完成しない債権であっても、一定の要件が備われば放棄することができる旨を条例で定めるため、それぞれ必要な改正をするものです。従来、水道使用料は地方自治法の規定によりまして、公法上の債権で5年が経過すれば消滅時効が完成するとされておりましたが、最高裁判所の判断により、水道使用料は私法上の債権で民法の適用を受け、時効の援用がなければ消滅時効が完成しないこととされました。こうしたことから、本市においても他市の例を参考に水道3事業において、必要な条例改正をするものでございます。

なお、債権放棄の手続きについては、その範囲などを定める規則・規程を同時に整備し、適正な運用を図っていきたいと考えております。

以上合わせて7議案について、よろしくご審議のうえ、適当なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本7件は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第125号 平成18年度安芸高田市一般会

計補正予算（第5号）

○松浦議長 日程第19、議案第125号、平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第125号、議案名が平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、12億9,475万8千円を追加し、予算の総額を230億1,698万8千円とするものでございます。歳入につきましては、市税1億4,960万円、分担金及び負担金2,562万7千円、国庫支出金3億3,312万9千円、県支出金2億5,287万5千円、繰入金7,448万9千円、繰越金1億5,918万3千円、諸収入385万5千円、市債2億9,600万円をそれぞれ追加するものでございます。歳出につきましては、議会費16万3千円、総務費2億5,518万8千円、民生費9,837万円、衛生費1,839万4千円、農林水産業費4,806万3千円、商工費605万3千円、消防費3,819万7千円、災害復旧費8億5,573万4千円をそれぞれ追加し、土木費2,298万円、教育費242万4千円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、4事業、6億6,400万円を繰越明許費とするものであります。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、40億2,990万円と定めるものであります。

以上よろしく審議を賜りたいと思っております。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長 初めに、このたびの補正予算について、補正議案書に添付させていただいております補正予算議案資料に基づきまして、まず概要のご説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。1ページにつきましては、会計別予算の状況でございます。一般会計の補正額でございますが、12億9,475万8千円を計上いたしております。補正後の予算額は、230億1,698万8千円となり、前年同期と比べますと、96.9%で、3.1%の減になっております。このたび、一般会計ほか、8特別会計の補正も計上しております。

次に一般会計の補正状況でございますが、2ページをお開きいただきたいと思います。一般会計の歳入でございますが、補正額の

12億9,475万8千円のうち、1款の市税1億4,960万円の増額、18款の特別会計からの前年度精算によります一般会計への繰入金7,448万9千円、19款の前年度からの繰越金1億5,918万3千円は、特定されない一般財源として計上させていただいております。残り9億1,148万6千円につきましては、それぞれ目的別に用途が特定された特定財源として充当させていただいております。1款の市税につきましては1億4,960万円の増額でございますが、景気が回復基調にあることから、法人税、固定資産税の償却資産の増額が主なもので、補正後の市税の予算総額は33億6,802万2千円で、平成17年度の決算額と比較いたしますと、額にいたしまして1,974万9千円、率にして0.6%の伸びを見込んでおるところでございます。

続きまして3ページでございますが、歳出の予算でございます。補正の要点説明につきましては、後ほど予算書の事項別明細書によってご説明させていただきたいと思っております。

4ページをお願いします。このことにつきましては、款別の節ごとの補正額を掲げておる状況でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。一般会計歳出の補正予算の性質別の経費を款と項別に掲げております。このたびの補正は、人件費が383万1千円の減額、扶助費が8,164万7千円の増額、物件費が4,850万8千円、維持補修費が1,325万2千円、補助費等が6,328万7千円、積立金が2億2,963万7千円の増額で、貸付金が98万4千円の減額、繰出金708万1千円の減額、普通建設事業費が1,458万9千円、また、このたびの災害復旧事業費によります補正額が8億5,573万4千円の増額を計上いたしております。

続きまして、8ページをお開き願います。8ページにつきましては、今回の補正につきまして、節を性質別に分類した補正額を掲げております。

9ページ以降につきましては、性質別の用語の解説を記載しておりますので参考にしていただければと思っております。それでは、一般会計補正予算の要点のご説明をいたします。議案第125号によりましてご説明させていただきます。

まず、10ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。1款の市税、1項の市民税、1目の個人市民税を670万円、2目の法人市民税を6千万円の増額するものでございます。2項の固定資産税につきましては2,290万円の増額で、土地分を900万円、家屋分を190万円、償却資産を1,200万円、それぞれ増額するものでございます。続きまして4項の市町村たばこ税につきましては、大口消費者の大量購入によりまして、6千万円の増額をするものでございます。

下段11ページでございますが、12款の分担金及び負担金でございますが、1項の分担金、2目の災害復旧費分担金、2,562万7千円の増額につきましては、9月の大雨によります災害に伴う農業用施設災害の地元負担金7%、農地災害、地元負担金10%の受益者分担金を計上するものでございます。14款の国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の民生費国庫負担金、3,154万1千円の増額は、障害者自立支援訓練等給付費負担金2,100万円、児童手当の制度改正に伴います児童福祉費負担金、1,185万8千円の増額が主なものでございます。2目の衛生費国庫負担金215万6千円の減額につきましては、保健事業費負担金の減が主なものでございます。3目の災害復旧費国庫負担金3億60万円の増額は、大雨災害によります道路43カ所、河川40カ所、補助率66.7%の土木災害復旧費によります国庫負担金を計上するものでございます。

12ページをお願いします。2項の国庫補助金、2目の民生費国庫補助金、36万9千円の増額につきましては、障害者自立支援給付費の県補助金、4目の土木費国庫補助金90万7千円は、市営住宅整備に伴う地域住宅交付金、6目の教育費国庫補助金2万6千円は、寄宿舎等の補助金をそれぞれ増額するものでございます。続きまして3項の委託金でございます。2目の民生費委託金184万2千円の増額につきましては、国民年金事務費委託金の確定によるものでございます。15款の県支出金、1項の県負担金、2目の民生費県負担金1,884万8千円の増額につきましては、障害者自立支援訓練等給付費負担金1,052万5千円、児童手当の制度改正に伴いまして、児童福祉費負担金1,254万5千円の増額が主なものでございます。

下段の13ページでございますが、3目の衛生費県負担金、215万6千円の減額につきましては、保健事業費の負担金の減が主なものでございます。2項の県補助金、1目の総務費県補助金、18万3千円の減額につきましては、まちづくりフォーラムの事業内容の変更に伴いまして、補助金の減でございます。2目の民生費県補助金、386万1千円の増額につきましては、社会福祉費関係事業補助金の調整、また、児童福祉費の補助金の乳幼児医療公費負担事業費補助金、408万9千円の増額が主なものでございます。3目の衛生費県補助金30万1千円の増額につきましては、環境対策車両用の購入に伴います地域廃棄物対策支援事業補助金を計上するものでございます。4目の農林水産業費県補助金82万9千円の増額につきましては、9月の大雨、台風等により被害を受けた園芸施設復旧補助金を計上するものでございます。5目の災害復旧費県補助金でございますが、2億3,137万7千円の増額につきましては、今回の大雨災害に伴います、農業用施設、農地及び林業用施設の災害復旧費補助金を計上するものでございます。

続きまして14ページをお願いします。3項の委託金、2目の民生

費委託金でございますが、2千円の減額は、障害児等実態調査事業委託金の確定によりますもので、2千円の減額をいたすものでございます。18款の繰入金、1項の特別会計繰入金につきましては、下段の15ページにまいりまして、総額7,448万9千円の増額で、各下水道事業、また、水道事業特別会計の平成17年度分繰出金の精算によるものでございます。19款の繰越金でございます。1億5,918万3千円の増額につきましては、平成17年度の決算に伴います歳計剰余金の基金積立金2億1千万円を除いた、純繰越金の増額でございます。20款の諸収入でございます。5項の雑入、4目の雑入、385万5千円の増額につきましては、建設部の管理課関係分の国県樋門操作委託金330万円の増額、消防本部関係の雑入につきましては、救急体制強化助成金といたしまして、129万1千円の増額が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。市債でございます。1項の市債、5目の土木債、公営住宅整備事業債1千万円の減額、また、県営事業負担金に充当いたしております、災害関連急傾斜地対策事業債を1千万円計上するものでございます。6目の消防債でございますが、950万円の増額につきましては、防火水槽整備に伴います起債を増額するものでございます。8目の特別会計繰出金の80万円の減額につきましては、下水道事業に係る過疎債の調整分をさせていただいたものでございます。11款の災害復旧費2億8,730万円の増額につきましては、農林災害、また土木災害復旧に充当する起債の増額をするものでございます。

続きまして歳出でございますが、下段の17ページをお願いいたします。1款の議会費、16万3千円の増額につきましては、職員人件費の増額でございます。2款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費の中で、414万1千円の増額でございますが、このことにつきましては、総務課付職員の1名増によるものでございます。11節の需用費424万1千円の増額につきましては、市の例規集の追録加除、データベースの更新費の追加でございます。続きまして19節の負担金補助及び交付金94万1千円の増額につきましては、職員の健康診断受診者の増に伴います負担金の増を計上させていただいております。5目の財産管理費でございますが、145万1千円の増額につきましては、需用費関係で480万6千円の増額につきましては、庁舎修繕、燃料の高騰による庁舎燃料代、車両燃料代を増額するものでございます。19節の負担金補助及び交付金67万1千円の増額につきましては、地域集会所整備補助金の増でございます。6目の基金管理費でございます。2億2,963万7千円の増額につきましては、財政調整基金に基金として積立をいたすものでございます。

18ページをお願いします。9目の交通安全対策費でございますが、費目のみの組み替えでございまして、工事請負費を6万円減額させて

いただいて、交通安全啓発に伴います需用費関係を6万円増額させて
いただいているところでございます。10目の諸費につきましても、費
目の組み替えをさせていただいて、需用費の減額、また防犯灯設置補
助金として、26万3千円を増額するものでございます。11目の行
政情報処理費につきましても、175万4千円の増額でございますが、
1節の報酬13万5千円の増額につきましても、地域情報化推進懇談
会の開催回数の増によりまして、委員報酬を増額するものでござい
ます。その他の費目につきましても、プリンター用の専用帳票購入費、
シュレッダー賃借料など電算処理事務費の増額をいたすものでござ
います。12目の自治振興費でございますが、53万4千円の減額につ
きましても、当初市民フォーラム開催事業を執行委員会方式で開催補
助金として計上しておりましたが、まちづくり委員会主催とするため
に、補助金から各経費の直接支払い費目へ変更をいたすものでござ
います。

下段の19ページにまいりまして、2項の徴税費でございますが、
1,054万7千円の増額につきましても、税務職員等の時間外勤務
手当の増額が主なものでございます。2目の賦課徴収費1,114
万4千円の増額につきましても、来年度からの地方税法改正に伴いま
す、電算システム改修費を計上するものでございます。3項の戸籍住
民基本台帳費の175万5千円の減額は、年度中途に国保会計から一
般会計に1名の職員の配置がえ、また、育児休業によりまして職員給
与の調整によるものでございます。

20ページをお願いします。4項の選挙費でございますが、37万
3千円の減額でございます。5項の統計調査費40万9千円、6項の
監査委員費123万3千円の減額につきましても、職員給与の調整で、
監査委員の減額につきましても、職員の育児休業によるものでござ
います。

下段の21ページでございます。3款の民生費でございますが、社
会福祉総務費の962万7千円の減額でございますが、職員人件費2
38万5千円の減額につきましても、病気休暇を伴います職員1名を
総務課付に異動をいたすものでございます。28節の繰出金についま
しても、724万2千円の減額につきましても、国民健康保険特別会
計の繰出金の減が主なものでございます。2目の障害者福祉費でござ
います。10月から施行されました、障害者自立支援事業5,541
万8千円の増額でございます。精神障害者地域生活支援事業委託費、
また、施設入所者訓練等支援扶助費の増額が主なものでございます。
3目の老人福祉費21万1千円の減額につきましても、13節の委託
料1,082万6千円の減額につきましても、これまで一般会計にお
いて在宅支援事業として位置づけで実施しておりましたが、生きがい活
動支援通所委託事業を介護予防としての見直しを行いまして、介護保
険特別会計へ組み替えを行うものでございます。19節の負担金及び

交付金でございますが、146万9千円の増額につきましては、事務の共同事業としてこれから設立されます、広島県後期高齢者医療広域連合への負担金を計上いたすものでございます。23節の償還金利子及び割引料805万5千円の増額につきましては、在宅福祉事業、介護保険事業の前年度におきます、国県補助金の精算返納金でございます。5目の社会福祉医療公費負担事業費102万5千円の増額は、役務費の支払審査手数料を減額いたしまして、重度心身障害者療養援護扶助費65万円を増額させていただいて、前年度の老人医療費公費負担県補助金の精算返納償還分といたしまして、78万3千円を計上するものでございます。

22ページをお願いします。7目の人権会館費でございますが、32万円の減額は職員人件費の調整でございます。8目の老人福祉センター費329万8千円の増額は、豪雨によりまして、ふれあいセンターいきいきの里浄化槽修繕19万9千円、向原総合福祉センター管理業務の見直しによりまして、指定管理委託の309万9千円を増額するものでございます。2項の児童福祉費の1目の児童福祉総務費、231万円の増額につきましては、入所者増加に伴いまして、母子生活支援入所委託料を増額するものでございます。続きまして2目の保育所費でございますが、47万3千円の減額につきましては、職員給与費の減額につきましては、育児休業2名によるものでございます。11節の需用費391万円の増額につきましては、入所者増に伴いまして教材費等、また消耗品費、灯油等の高騰によりまして燃料代、また、施設修繕費を増額するものでございます。19節の負担金交付金につきましては、みつや保育所整備に伴う水道加入負担金を計上するものでございます。

23ページにまいりまして、児童手当費3,482万円の増額でございますが、制度改正によりまして、小学6年生まで児童手当の支給対象となりましたことから、児童手当扶助費を増額するものでございます。5目の児童福祉医療公費負担事業費686万円の増額につきましては、当初見積りに比べ、医療費の伸びが増加する見込みであることから、乳幼児医療扶助費を624万2千円増額するものでございます。23節の償還金利子及び割引料でございますが、61万8千円の増額は、前年度事業の確定に伴います県補助金の精算返納金でございます。6目の児童福祉施設費129万8千円の増額は、11節の需用費の16万3千円。つきましては、向原児童館空調設備修繕費、また、児童館等の光熱水費の増額が主なものでございます。13節の委託料93万7千円の増額につきましては、刈田、向原児童館における障害児受け入れに伴います、指導員の増によりまして委託料の増額費が主なものでございます。19節の負担金補助及び交付金の11万円の増額につきましては、養護学校児童クラブ運営負担金の増が主なものでございます。

24ページをお願いいたします。24ページの生活保護費でございますが、8万1千円の増額につきましては、事務費等を増額させていただいております。生活保護扶助費でございますが、389万1千円の増額につきましては、前年度の生活保護費国庫負担金の精算に伴いました返納金を計上させていただいております。4款の衛生費、1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費、451万8千円の減額でございますが、職員の育児休業に伴います職員給与費の減でございます。2目の健康づくり推進事業216万6千円の増額につきましては、予防接種、人間ドック受診者の増加が見込まれることから、事業委託費を増額するものでございます。続きまして、4目の環境衛生費、1、613万5千円の増額につきましては、委託料の140万5千円の増額は、大雨災害に伴いました災害ゴミが増加したことから、ごみ収集、また運搬委託料を増額するものでございます。18節の備品購入でございますが、90万3千円の増額につきましては、県の地域廃棄物対策補助金を充当いたしまして、ホロ付きの軽トラック購入を計上させていただいております。19節の負担金でございますが、550万円の増額は、水道・井戸整備助成金の11件分をこのたび増額させていただいております。

下段の25ページでございます。28節の繰出金の816万7千円の増額につきましては、飲料水供給事業、簡易水道事業特別会計繰出金の増額、また、浄化槽整備事業特別会計への繰出金の減額でございます。続きまして5目の診療所費21万7千円の増額につきましては、北生診療所、美土里歯科診療所施設の修繕費でございます。6目の火葬費でございますが、354万8千円の増額につきましては、全体的に火葬炉の修繕、また灯油、軽油等の上昇による燃料費の増額が主なものでございます。2項の清掃費でございますが、2目のし尿処理費、84万6千円の増額につきましては、職員の産休に伴いまして、人的業務委託、79万6千円の増額が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。6款の農林水産業費でございますが、1項の農業費、1目の農業委員会費40万8千円の増額につきましては、農業委員会の選挙人名簿登録の申請書印刷製本費、議事録作成委託料の増額が主なものでございます。2目の農業総務費267万9千円の増額につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金の増が主なものでございます。3目の集落営農推進費250万円の増額につきましては、農業用機械の導入助成金の増額が主なものでございます。4目の農業生産支援費でございますが、705万6千円の増額は、11節の需用費10万1千円の計上でございますが、向原のふれあい農園管理棟の修繕を計上するものでございます。19節の負担金補助及び交付金、705万5千円を計上いたしておりますが、県の補助金を受けて実施いたします園芸施設災害補助金124万4千円、単独事業、また有害鳥獣対策補助金として420万円、パイプハウス助

成金として、151万1千円の増額が主なものでございます。5目の畜産振興費の2万3千円の増額につきましては、旅費の増額をさせていただくものでございます。6目の農村整備費、3千万円の増額につきましては、このたびの9月の大雨による農地・農業用施設の352件のそうした災害復旧でございますが、その単独補助金を追加するものでございます。

下段の27ページをお願いします。林業費でございますが、林業総務費の138万円の増額につきましては、職員の時間外勤務手当を増額させていただいております。4目の林道整備事業費390万円の増額は、林道災害の補助基準額に達しない13カ所分の小規模な修繕工事費を計上させていただいております。3項の水産業費でございますが、1目の水産業総務費11万7千円の増額につきましては、高宮町ながせ養魚場の配管等の修繕費を計上させていただいております。7款の商工費、1の商工総務費でございますが、29万2千円の増額につきましては、職員人件費の調整分をさせていただいております。2項の商工業振興費でございますが、82万4千円の増額につきましては、高宮町パストラル駐車場のライン修繕、向原地場産業振興センターの電気代等の増額が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。3目の観光費でございますが、493万7千円の増額につきましては、落雷によります美土里町ほととぎす遊園の給水施設の修繕62万5千円、また郡山公園の遊歩道の災害復旧工事費として、431万2千円を計上するものでございます。次に8款の土木費でございますが、1項の土木管理費で、1,658万6千円の減額につきましては、職員人件費の減が主なもので、育児休業、また、11款の公共土木災害復旧事業費に事業費支弁といたしまして給料を1,380万円計上することから、土木総務費の当該金額を減額するものでございます。事務費を給与の方に回させていただいたという状況でございます。

下段の29ページでございます。2項の道路橋梁費192万8千円の減額につきましては、職員の長期病気休暇によります給与の減額が主なもので、需用費の65万円の増額につきましては、ゆずりはトンネルの八千代町分の照明施設修繕費を計上させていただいております。道路新設改良費の1万円につきましては、県道改良事業費の調整分でございます。続きまして3項の河川費でございますが、330万円の増額につきましては、歳入の方でもご説明させていただきましたように、国と県費の補助金を持ちまして、樋門操作委託費を増額させていただいたものでございます。4目の砂防費1,128万円の増額につきましては、県が実施いたします土師地区の急傾斜地崩壊対策事業の負担金、このことにつきましては、事業費の1割相当分を計上しているものでございます。

30ページをお願いいたします。4項の都市計画費でございますが、

20万3千円の増額につきましては職員給与費の調整をさせていただいております。2目の公共下水道費1,184万1千円の減額は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金の増減でございます。5項の住宅費でございますが、258万2千円の増額でございます。2節の給料150万円の増額につきましては、2目の住宅建設費の事業費支弁として給料からの組み替えでございます。11節の需用費105万円の増額は、市営住宅の修繕の増でございます。13節の委託料130万円の増額は、平成19年度からの法改正に対応するため、住宅管理システム業務委託費を計上するものでございます。

下段の31ページをお願いいたします。1千万円の減額でございますが、事業執行に伴う工事請負費の減でございます。9款の消防費でございますが、303万9千円の増額につきましては備品購入費でございます。救急体制強化のための半自動式除細動器という、いわゆる電気ショック資器材導入費、300万円の増額が主なものでございます。3目の消防施設費994万9千円の増額でございますが、耐震性防火水槽設置工事費を増額するものでございます。4目の災害復旧費2,502万9千円の増額につきましては、このたびの9月の大雨災害時の職員の時間外等、また、建設部、産業振興部等の災害復旧費に係ります補助災害申請、また災害に伴います査定設計書作成等に係る時間外を計上させていただいております。

32ページをお願いします。10款の教育費でございますが、事務局費といたしまして、433万1千円の減額でございます。人件費減に伴いまして、職員の育児休業によるものでございます。各節の増減につきましては、事務局内の管理費の事務費の予算調整によるものでございます。

続きまして2項の小学校費でございますが、540万円の増額でございます。需用費で438万6千円の増額につきましては、学校施設等の光熱水費、修繕等を増額するものでございます。13節の委託料につきましては、135万8千円の増額につきましては、バス運転委託費の増が主なものでございます。

33ページをお願いいたします。3項の中学校費でございますが、148万8千円の増額でございます。主なものは、需用費の192万4千円の増額で、中学校教材用消耗品、学校施設光熱水費、修繕費等の増でございます。4項の幼稚園費41万7千円の減額でございますが、職員給与の調整でございます。

34ページをお願いします。5項の社会教育費、1目の社会教育総務費の876万8千円の減額でございます。一般職員人件費198万円の減額につきましては、職員の育児休業によるものでございます。その他の節の減につきましては、社会教育施設管理費の予算調整によるものでございます。4目の公民館費26万5千円の減額につきまし

ては、教室・講座開設事業の事業費の確定に伴いまして予算調整をさせていただきます。5目の図書館費277万7千円の増額につきましては、図書館開設準備経費として、図書資料データ作成の委託費を計上するものでございます。

続きまして35ページをお願いします。6項の保健体育費でありますが、192万4千円の増額につきましては、需用費関係の体育施設の修繕が220万円の増額が主なものでございまして、減額につきましては、費目につきましては、予算調整をさせていただいたとところでございます。3目の学校給食費23万2千円の減額ですが、職員人件費の77万9千円の減額は、年度中途の育児休業で増額した費目、11節需用費54万7千円、灯油代の高騰による燃料費を計上しておるところでございます。続きまして、11款の災害復旧費でありますが、農林水産施設災害復旧費といたしまして1億918万円の増額。続きまして36ページにまいります。2目の農業用施設災害復旧費といたしまして2億5,212万円の増額、3目の林業施設災害復旧費3,841万6千円の増額につきましては、9月の大雨災害によります60件の農地災害、また40件の農業用施設災害、10件の林業施設災害復旧事業費を、それぞれ計上いたすものでございます。

続きまして土木施設災害復旧費でありますが、1目の公共土木施設災害復旧費の4億5,480万円の増額につきましても、同様9月の大雨災害に伴います道路の被害箇所43カ所、河川被害箇所の40カ所の補助災害復旧事業費、また、補助採択基準に該当しない小規模な単独復旧費を計上いたしておるところでございます。

下段の37ページでありますが、3項の公共施設災害復旧費、121万8千円につきましては、市ヶ原共同墓地の災害復旧事業費の増額でございます。

5ページに戻っていただきたいと思えます。繰越明許費補正予算でありますが、現在、国によります、農林、土木関係の補助災害の査定を受けております。国庫補助の採択が来年1月以降となります関係から、大規模な復旧工事におきましては、本年度中の工期が見込めないことから、完了工期を平成19年度に設定する必要を生じることによりまして、農地災害復旧事業を1億1千万円、農業用施設災害復旧費を2億2千万円、林業施設災害復旧事業を3,400万円、公共土木施設災害復旧費を3億円、合計でこのたびの災害を6億6,400万円の限度額の繰越明許費の補正を行うものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。地方債の補正でありますが、消防事業債といたしまして9,500万円増額して1億7,280万円に、特別会計繰出債を80万円減額させていただき、4億450万円に、災害復旧事業債を2億8,730万円の増額によりまして、3億1,960万円、補正後の借入限度額につきましては、40億2,990万円とするものでございます。

以上で要点のご説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

この際、11時30分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時15分 休憩

午前 11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

補正予算書21ページ、障害者福祉費に関してお尋ねをいたします。

補正額が5,541万8千円計上されておりますが、先般来ございました、関係者団体からの要するに自立支援法による、当事者の負担増、これの軽減措置の要望がございましたので、そういったことも関係しての予算措置の問題であります。これにつきましては、ご承知のように県下各市町においてもそれぞれ同様な要望事項が当然ありますし、その中での今回のこうした対策費はどういった視点観点でこうした予算額を計上されているのか。ご承知のように県下それぞれ市町においては一定の軽減措置というのを実施されておりますし、本市がこうした対応をされたのには県下の市町の中でどこかを参考にとするか、そういった情報を整理して対応されたのかどうか、その点をお伺いします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

3款の民生費、1項の社会福祉費の2目の障害者福祉費の5,541万8千円の増額についてのお尋ねでございます。

まず、13の委託料の1,472万2千円につきましては、この件につきましては、ご承知のように10月1日からの自立支援法に基づきまして、精神障害者関係が県の業務から市の方への委託業務となっております。この件につきましては清風会さんの方でこの相談業務、サービスを県から直接施設の方に支払われてまいっておられました事業でありまして、10月1日からは市となります。市となりまして、

大体2, 200万程度の経費を見込んでおられまして、県が大体4月から9月までは大体県費で支払われると。10月以降から3月までが市の方で支払うという形で、主な形で1千万余りの委託料を新設をさせていただいたというようなことでございます。扶助費につきましては、施設の関係でございまして、今の要望書等に伴った扶助費では今のところありません。直接この工場の方に支払うサービスの経費でございまして、自立支援法に伴いまして、身近な自治体でのサービスの充実という形であります。10月1日から法人がサービスをしていることについて直接本人に支払うものでなく、施設の方に扶助的な要素として負担をいたす形で3, 900万程度。これが主な経費で、このたびお願いをしてまいっとる経費でございます。

○松浦議長

ほかに質疑はありませんか。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

そういうことになりますと、いろいろありました要望に沿う形での対応はここでは具体的になされていないと、現在の段階では。そういうことですね。わかりました。今後のことはここでどのように考えられてこういう措置だけにして済まされたのか、そういったことはいかがでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

この件につきましては、最寄りの委員会でもいろいろご協議いただいておりますのでございまして、障害者団体、またそれぞれの広く団体からも要望書等提出されておるようでございます。今の検討中でありませぬ、国の方もいろいろ調査会等含んで研究も重ねられておるようでございますし、その動向もありまして今予算の編成も考えております。自主的に今の段階ではこれがこうということはありませんけど、他市の先進地等懸案いたしますと、その限度額の軽減というのが妥当であろうというような考えは今のところ認識しております。

○松浦議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

関連ではございますが、この今の自立障害者福祉費の中で、扶助費の中のことを説明されたわけですが、工場へ県の仕事が市におりてきて、例えば障害者が行っておられる清風会とか、ひとは作業所とか、工場へ町の方からそこへ行く予算になると説明を受けたんですが、障害者に対しての、工場へ働く制度も変わったわけですよ。今までは月割りに来とったわけですよ、支援する費用が。それが日割りになったわけですから、月でないですから、日割りになったということは一月のとき20日全部行けば同じ金額になるんでしょうけども、障害者は得てして障害を持っておりますから休みますよね。そうすると日割りだったら少なくなるんですよ。ということは、今までよりは予

算上は少なくて済むんですね。国から県、県から市へ来る公金としては。支援する方からすれば。それが増えたということはどうなんですか。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時38分 休憩

午前 11時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 休憩前に引き続き会議を再開します。
答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長 先ほど少し触れましたけれども、新制度になりまして施設の方には一応その就労関係の補助金は県から直接施設の方に入って行きよったと。ただこの10月1日からは県から市の方に補助金が歳入しまして、その分を節の方へ扶助費的なもので歳出をするという形で、制度上のものは今までと一緒だという。

○松浦議長 答弁を終わります。

19番 岡田正信君。

○岡田議員 4月から9月までは県が直接そうとったと。だから市が今度受けたから、この補正を組んでやらにゃいけんと、それならわかるんですよ。ただ私が言いましたように、制度が変わった言うても今のうちに障害者の方がひとは作業所に行きよりましたね。行きよりますね、今でも。4月から行きよると。9月までは月当たりの、例えば10万円要りよったものが、国やら県が3万円補助しよったと、月にね。今度は1日の計算になるんですよ。10月からは。1日当たりと。こうなるから工場のもんが困るんですよ。例えば10人そこへいたとしたら30万そういう事業費として補助が出よったのが、月ですから安定しますわ。10人のうち1日休むものがおる。10日休むものもおる。そうすると月のペースじゃもらえんから、工場の方は。それで大変だというふうに請願書にも出ておるんですよ。それはそれといたしまして、それでも県から市へ権限を移譲されたから、そういう割合になっても、そういう制度が悪くなっても、市で当初予算しとったよりはこれが必要になったと。こういう解釈でいいんですね、それじゃあ。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長 ご質問のとおりでございまして、制度上は今までのとおり変わっていないと。要するに補助金が市の方に通って、県から直接施設の方へ支払いがなく、俗に言うトンネルという言葉になるかわかりませんが、市を通して工場の方へ入ってくる。当然先ほど申しましたように、精神障害者は県の方で措置をされておりましたが、そういう精神障害

者も含めまして、知的等も含めまして、今度は市の方が先ほど歳入もありましたように、歳入しまして市の方から施設の方へ支払いをするという。

○松浦議長
○岡田議員

19番 岡田正信君。

それは違うよ。制度が変わったんだから。10月1日から制度が変わったんですよ。それは先ほど言いましたように月割りで来よったものが、月割りじゃないんよ。1日なんぼですから。制度が変わったんですよ。それで市にそういう工場に対しても、あなたが言われたけえですよ。工場に対して市を通してお金が下りる言うからその話をしよるんですが、制度が変わったにしても、1日なんぼにしても県から仕事が市におりたから、これだけ補正を組まなきゃいけなくなったというふうに私は理解したと言ったんですが、制度は同じですと言われたからそれは違うよ。制度が変わったんだから、もう一度質問。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

申しわけありません。実際にそういう制度は確かに月から日にちになっております。扶助費の補正のこのたびお願いしたのはそういう形での、県から直接施設の方へ支払っていたものを今度は市を通してうちの方から施設の方へ支払いするというのがこのたびの補正でございます。内容としましては、先ほどご質問のとおりでありまして、事実的には3月の決算時には精算的なものが出てくるのではなかろうかと、このように思います。

○松浦議長
○今村議員

17番 今村義照君。

今の関連でございますが、制度によって改正によって市の方へ移管されたと、問題は施設業者と言いますか、もしくは対象者のメリットですね。メリットについてはどういうふうにお考えでありますか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

このたびの自立支援法と申しますのは、身近なサービスは身近な市町村でというのが原則だと思います。施設としては直接身近な行政の方と協議をして、まず進めていくと。サービスを進めていくと。もうひとつは精神と身体、知的がひとつの障害者としてのサービスをしていくということでもありますから、窓口も身近な市の方で相談を受けて対応をするというのが一番大きなメリットではないかと、このように考えております。

○松浦議長

答弁を終わります。

17番 今村義照君。

○今村議員

今後の課題として、19年度に生かすということでございますので、具体的には聞きませんが、合わせて今の県の補助金の関係が、今の県に関する、変わっておりますね。具体的に言えば13ページであります。自立支援法の関係について補助金が減額され、そこへ地域生活

支援等の補助金ということで、プラスになっている。そこら辺についての制度改正による補助金の関係についてはどのように捉まえておられるか、質問をいたします。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

自立支援法の前と言いますか、それぞれ精神的、知的、身体等それぞれのサービスがそれぞれの別れてのサービスであったように思います。それが10月1日からは3障害を一つにして、共通したサービスをしていくということでございます。

お尋ねの補助金でございますが、その中で地域生活支援事業という一つの形は、行政が必須項目としてのサービス、相談業務、またそういう関連の業務がございまして、それに対する補助金としての歳入が出てきたということでございます。

○松 浦 議 長

ほかに質疑はございませんか。

17番 今村義照君。

○今 村 議 員

全く視点が変わるわけでございますが、今回の補正で災害復旧に関するということでございます。

今年度市で行われる復旧事業は約4億かと思うわけでありまして、19年度に6億6千余り繰り越しになるということでございます。それで、今年度の復旧事業が円滑に行われ、それが完全になり、あるいは19年度において繰り越したものが、その年度で復旧の完全見通しがあるのかどうか、そこら辺についてのご見解をお伺いしたいと思います。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

それでは、最初に農林業関係の災害復旧事業に係ります復旧見通しでございます。今回先ほど説明がありましたように、農林業関係につきましては農業関係が施設、農地合わせて100件、林業施設、林道でございますが10路線の補正予算を計上させていただいております。現在国の方の補助を受けるべく査定を11月末の週から12月22日の週の4週間で現在査定を受けております最中でありまして、金額的にも査定によりまして、採択の金額が決定するという状況でございますし、農業関係におきましては現在の補正を計上させていただいております財源の補助の内訳につきましては、規定どおりの農地が50%、それから施設が60%で予算計上させていただいております。これにつきましても激甚災害の指定になりますし、増高申請によって、補助率が上がってくるということで、またこれについても、財源の補正をさせていただくという事務が必要になってまいります。このたびは大方の金額を繰越明許で上げさせていただいております。ご承知のように河川等の汚濁の関係で工事ができない工種もございまして、そういったところも検討しながら、繰越明許費を計上させていただいてお

るところでございます。また、まだ今年度予算の割当が国県から年が明けてからの内示となると思いますので、できるだけ緊急を要するものから今年度で対応していきたいと。それ以外のものにつきましては、順次、来年度繰越明許を立てながら事業発注をしていきたいと考えております。原則的には2カ年での復旧ということになるかと思います。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

同じく公共土木関連の災害復旧についてご説明申し上げます。ただいま清水部長の方からご説明ありましたように基本的には災害復旧ということで、ほぼ同様な対応ということになっております。現在建設部関係も11月中旬から12月の22日まで査定を受けるということで、実施をされております。道路が43件、河川が60件、合わせて103件を、今日で大体4割程度の受検が終わると見込んでおります。それとあと60件程度査定を受けて、あとの額が固まりますが、今回の予算につきましては、県の方も大体7割から8割程度当該年度予算措置ができるのではなかろうかということで、話をいただいておりますので、緊急を要します道路についてはできるだけ今年度発注をさせていただき、あと河川につきましては、いわゆる二次災害等の防止のために緊急を要するところからということで、検討をさせてもらっておるところでございます。と言いましても同様の繰越明許をさせていただいておりますが、期間がどうしても年が明けてから発注という状況になりますので、十分工期が取れない、あるいは河川の水質汚濁、また河川の場合は増水時期に係りますので、来年度繰越、あるいは来年度の一部新年度予算の対応というような状況になっております。いずれにしましても年度内に査定が終わりますので、額的にもいろんな対応についてもこれからはっきりしてくると思います。

以上でございます。

○松浦議長

答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

○岡田議員

19番 岡田です。

○松浦議長

ちょっと待って下さい。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時56分 休憩

午前 11時57分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩を閉じて会議を再開します。

以上、局長が申したとおりでございます。

ここで休憩をいたします。

13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~  
午前 11時58分 休憩  
午後 1時00分 再開  
~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

私の方から訂正発言をさせていただきますが、岡田議員の発言について、休憩前の岡田議員の発言についてでございますが、2回目の答弁に誤りがあったため、それを正すための3回目の質疑をされたものであり、答弁はそれを訂正したものでございました。よって、質疑は2回であったと判断いたし、もう1回の質疑を許可しますが、岡田議員質疑がございますか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

35ページの災害復旧費の関係でお尋ねいたしますが、国、県の支出金、地方債、その他というのがあります。その激甚と言いますか、災害指定になった場合、農家の施設なり農道にしても必ず一部負担金があるんですが、その割合がわかるとれば教えていただきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

35ページの災害復旧費の農業関係の災害復旧費で受益者負担に係りますお尋ねでございます。

このたび補正で計上をさせていただいております財源の負担割合でございますが、これは基本補助をこのたび財源割合として計上させていただいております。まず、その内訳をご説明申し上げます。

農地災害復旧費の負担割合でございますが、現在補正を計上させていただいておりますのは、国県支出金が50%、それから市の負担が40%、それから受益者負担が10%でございます。それから次の36ページにあります農業用施設の災害復旧費の財源割合でございますが、国県支出金の方が65%、市負担が28%、受益者負担が7%でございます。先ほどご質問にもございましたように、先ほど申し上げた50%と65%の国県の支出金につきましては、最低の現段階での定まった補助率でございます。これがこれから増高申請といいまして、補助率の増高をする事務を国の方へ申請するわけでございますが、それによってそれぞれ50%が80%、85%という形で補助率が決定をされます。それによって市の負担、受益者の負担の方が軽減をされているということでございますので、それがまた決定をしましたら、またご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

2点ほどお尋ねしますが、1件は予算書のページ数で言いますと10ページの歳入の関係でございますが、それぞれ市民税、固定資産税、市町村たばこ税等が増となっておりますが、この要因の詳細についてもう少しお伺いしたいということが1点。

それから今回災害関係ということからの予算、補正が出てきていますが、その中でも31ページの職員手当等の災害対策費、こういったものが出ておりますが、消防費の中ですね。これの詳細について、あるいは最後の39ページの時間外手当が集計してありますが、3,506万ですか、ここらの算定根拠についてももう少しお伺いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市民部長 杉山俊之君。

○杉山市民部長

それでは10ページの歳入の関係でございますが、市税の関係でそれぞれ増額をさせていただいております。個人の現年分が670万、これにつきましては特別対象者、65歳以上152万円以下の関係の納税者が減ったということと、その逆に均等割3千円の方が415人増加されたということと、均等割の70万増ということでございます。

それから所得割の関係の600万でございますが、17年度の調定額で97%ぐらいで当初計上しておりましたが、18年の9月の調定額の実績に基づきまして、今回600万円ほど追加をお願いしております。

それから2の法人税でございますが、これは6千万円の追加でございますが、この関係も17年度の調定額へ上昇率を算定しておりますが、9月の調定額に基づきまして修正をした結果、6千万増額ということでございます。

それから次に固定資産税の関係でございますが、2,290万の増額でございます。土地につきましては18年度の評価替えによるもの、税額の算定が改正になったため900万円の増でございます。

それから家屋の関係の190万円でございますが、これは当初見込んだより新築住宅等の家屋の建築が増えたということで190万円増にしております。

それから償却資産でございます。1,200万円でございますが、これは大体当初3年間の平均により算定して予算を組んでおりますが、最近の浮揚等による投資によって若干償却資産が増えたという実績に基づきましての増額でございます。

それから、市税のたばこ税につきましては7月に条例改正をしましたが、その前に一部の業者等が買いだめをした結果増額になったということでございます。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

災害復旧費に伴います時間外勤務手当でございます。職員手当の方に2,520万9千円計上させていただいております。ご承知いただきますように、今回の災害復旧全体事業費の中でも予算を計上させていただいておりますように、先ほど来から災害の現地、また査定事務、そういう状況の中で、現在プロジェクトと言いましょか、建設部、また産業振興部等を対象とし、各関係部の方から応援体勢をとらせていただいております。このこともそうした災害復旧の査定事務を早期に実施するという事で、先ほどからご説明ございましたように、産業振興部、また建設部長の方からございましたように、各部の想定する時間を計画的に積算をさせていただいております状況の中で2,500万ばかりの計上をさせていただいておりますが、当然今後の事務従事に必要な状況でございますけれども、予想の推測をさせていただいた状況でございます。10月から3月分までの予想というものを1,050万計上させていただいております。それと9月分として関係部災害復旧に対応した金額が1,472万ばかりの計上をさせていただいております。合わせて2,250万9千円の補正額をさせていただいたものでございます。このことの積算事例につきましては、それぞれ産業振興部、また建設部における担当部署の1人当たりの単価を調整させていただいて、時間、災害の査定事務に対応する時間等を積算させていただいて計上させていただいたところでございます。

それとこれは災害関連を重要視していく項の中には計上させていただいておりますけれども、最後の給与費の明細というところで3,560万という数字を掲げさせていただいておりますけれども、このことは今回の補正の中で職員のそうした事務と言いましょか、そういう事務を計上させていただいております。いろんな各部署にわたりまして、19ページ等におきましては、税等が非常に事務対応ということで時間外を見させていただいておりますけど、そういう要因が主なものでございまして、各部にまたがりますものと災害等を合わさせていただいたものを、そこに勤務時間外勤務手当ということでそこに計上をさせていただいております。

以上でございます。

○松浦議長

答弁を終わります。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

歳入の方については詳しく説明をしてもらったんでわかりました。災害対策費の関係でございますが、効率的に業務をやるということの中で算定をされたんだと思いますが、例えば外部に委託するとか、臨時の職員を雇うとかそういったことも含めて検討され、一番効率的な費用という形で職員のこういったものを見込んだと思うんですが、そこらの比較検討というのをどういうふうにしたのかということをもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

災害復旧の査定というものは基本的に国の査定官、また随行員等によって代行でできる事務事業でないと考えております。当然担当部署の職員の方で査定を受け、実施の設計図を踏んでいくというのが基本のスタンスというのではなかろうかと思っております。ただこの査定事務に上がりますまでの、現状におけます被害の調査というのがコンサルタントに全部委託します。そうしないと数量まで拾うというのは職員では無理というのがございますので、そうしたコンサルの方で委託をさせていただいて、農林と公共土木の方を分けさせていただいて、数字延長とかそういうものについてはコンサル業務の方に委託されて、できるだけ事務的な対応が補助対応になるような形の中で、産業振興部、建設部の方では実施をしていただいとるところでございます。

○松 浦 議 長

答弁を終わります。

13番 金行哲昭君。

○金 行 議 員

1点お聞きします。

一番懸念しておるんですが、35ページの農地災害ですよ。この9月の大雨の農地災害で補正もかなりのウエイトを占めておるんですが、査定を受けて1月から早々やられると言われるんですが、農地災害の優先順位ですよ、これは2次災害とかいろいろ考えてやられるんでしょうが、そこらは、優先順位というのはその農家の人は自分が一番じゃって一生懸命な部分があるんですよ。そこらはどういう優先順位というのは、被害が大きかったのを優先順位というのか、そこらはどういう考えでおられるのか1点お聞きします。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

優先順位の決定につきましては、先ほどご質疑の中にもありましたように2次災害の恐れのある箇所、あるいはどうしても春までに農作業の段取りからしますと必要な復旧というのもございますので、そういったところで総合的に優先順位をつけさせていただくということになろうと思っております。どれだけの予算が来るかということも今からでございますので、今年度の事業量もまた予算配分の中で決定していくということでございます。農家の皆さん方につきましては、施設につきましては代表者の方、農地につきましては土地所有者の皆さんの方へ、今年度の事業になります、あるいは4月以降の事業になりますということは、それぞれ予算の配分等受けましてご連絡をさせていただくということで、進めていきたいと考えております。

以上であります。

○松 浦 議 長

ほかに質疑はありませんか。

1番 明木一悦君。

○明 木 議 員 補正予算書の11ページの国庫支出金の自立支援訓練等給付費負担金があります2,100万円、次のページに県の支出金でやはり同じ項目で1,052万5千円あるわけなんですけど、全体的に計算すると、21ページの障害者福祉費の方で国庫支出金の方と計算が合わなかったんで、私の計算間違いかわかりませんが、確認したいと思います。

もう1件が13ページの重度心身障害者医療公費負担事業費、これが64万1千円となっておるわけなんですけど、歳出の方では21ページの下段にあるんですけど、24万2千円となっておるんですけど、これは歳入と歳出が金額が違うんですけど、これはどういうことなんでしょうか。2つについてお伺いします。

○松 浦 議 長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
福祉保健部長 廣政克行君。
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時19分 休憩

午後 1時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
まず初めに答弁を求めます。
総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長 21ページの障害者福祉の関係の国庫支出金のご関係でございますけど、3,090万2千円の充当の財源でございます。内容的にご説明させていただきますと、障害者福祉費に充当いたします項でございます。まず14款の国庫支出金2,100万円、それと15款の県支出金1,052万5千円でございます。それと社会福祉費の補助金の自立支援給付費補助金といたしまして、国庫支出金の36万9千円、自立支援の介護給付費の県の補助金といたしまして、自立支援介護給付費補助金といたしまして18万4千円、これが今の国庫の財源の内訳でございます。その他といたしまして18万8千円がありますが、これは諸収入の雑入の中に18万8千円、社会福祉関係の雑入がありますので、充当させていただいております。それと先ほど引続きいて県支出金といたしまして、社会福祉費の県補助金で、障害者福祉費の県補助金といたしまして442万8千円のマイナスですね、減額。それと15款の2項の身体障害児等実態調査事業委託金といたしまして、マイナスの2千円。それと同じく県支出金といたしまして、地域生活支援等の補助金325万4千円、減額措置になるものが117万6千円と、先ほど説明させていただきましたものを足しますと3,090万2千円の充当財源になろうかと思っております。それと18万8千円、一般財源といたしまして2,432万8千円の内訳でございます。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

重度心身障害者の関係でございますが、21ページの5目、社会福祉費医療費公費負担金事業費でございますが、歳入につきましては13ページの重度心身障害者医療費公費負担金、負担事業費補助金につきまして64万1千円。これにつきましては、平成17年度の事業費確定に伴う精算金としての歳入を64万1千円見ております。それと、その上にあります療養援護事業費補助金32万5千円、その64万1千円の下にある重度心身障害者施行事務費補助金20万4千円、この3つを合わせたものが21ページの76万2千円になります。それで重度心身障害者の医療費公費負担事業費の24万2千円につきましては、先ほど歳入のマイナスの審査支払手数料が40万8千円と、療養費の65万円増を差し引き24万2千円という形になりまして、それぞれの歳入歳出で数字を掲げております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

1番 明木一悦君。

○明木議員

総務部長の答弁、非常にわかりにくかったですね。もう一度ページ数を追ってお願いします。

それと、今の重度心身障害者医療公費負担事業費補助なんですけど、これは県から64万1千円ほど出ているわけなんですけど、歳出ではこれは減額、そういう計算をすれば減額になるわけなんですけど、実際に出た分をそのまま使わなければいけないんじゃないかと考えるわけですよ。項目としてそれが出ているわけですから。そのあたりどのようにお考えなのか、もう一度お伺いします。

それと障害者自立支援訓練等の給付事業がありますけど、これは中身についてどのようなことがあるのか、具体的に教えて下さい。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

まず、総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

国庫支出金の方からご説明させていただきます。

ページ数の11ページでございます、14款の01の01の01ということで、民生費国庫負担金でございます。その中に01の社会福祉負担金がございますが、これが2,100万円でございます。続きまして、同様国庫支出金といたしまして14款の2の国庫補助金の2目で自立支援の36万9千円。12ページ民生費国庫補助金の1の社会福祉費の自立支援給付費県補助金がありますけども、36万9千円。それと同じく12ページで、15款の2の民生費県負担金の社会福祉負担金に1,052万5千円、自立支援訓練等の負担金1,052万2千円ですね。それと15款の県補助金、13ページですね。2の民生費県補助金の社会福祉補助金の中に自立支援介護給付費補助金、

18万4千円ございます。

続きまして、県補助金でございますが、2目の障害者福祉費県補助金、減額の13ページでございますが、障害者福祉費県補助金△442万8千円。それと3の委託金の14ページですね。民生費委託金の社会福祉費委託金の中で身体障害児等実態調査委託金△2千円。続きまして、地域生活支援等補助金になっておりますけども、県補助金の地域生活支援、13ページですね、社会福祉費県補助金の中に325万4千円がございます。

以上、それを足していただいたものが国庫、国県の支出金でございます。諸収入につきましては、20款の雑入でございますが、雑入の中に18万8千円がございます。諸収入の中で、15ページですね。15ページの社会福祉関係の雑入18万8千円を計上いたしております。国県補助金を足しますと3,092万2千円と、その他の雑入の18万8千円、一般財源として2,432万8千円という状況で、障害者福祉にかかります補正額につきましては5,541万8千円という額を定めております。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

保健医療課長 武岡隆文君。

○武岡保健医療課長

ただいまの明木議員さんのお尋ねでございます。

13ページの重度心身障害者医療公費負担事業費補助金64万1千円の歳入に比して、21ページの重度心身障害者医療費公費負担事業費24万2千円ですね。これがイコールじゃないじゃないかというご指摘だろうと思います。ご承知いただきますように、今歳入の方で申しました13ページの重度心身障害者に係ります療養援護補助金32万5千円、それと重度心身障害者医療費公費負担補助金64万1千円、並びに当施行事務費補助金20万4千円の減でございますが、これを21ページの5目の社会福祉費公費負担事業費、国県支出金76万2千円ということになっておりますので、全額この事業の方に充当させて予算をさせていただくということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○松浦議長

引き続き社会福祉課長 重本邦明君。

○重本社会福祉課長

先ほどの障害者自立支援訓練等事業の関係でございますが、これは障害者の自立支援を目的に、社会参加の促進を図るために施設を利用して、就労訓練とか日常訓練などの自立訓練を図って、居宅介護サービスや短期入居サービスを利用したり、共同生活をしながら地域生活を行っていくための事業ということでございます。ディサービスとかホームヘルプとか、ショートステイということで国庫が2分の1、県費が4分の1というような補助関係になっております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに答弁ありませんか。

1 番 明木一悦君。

○明木議員

重度心身障害者医療公費負担事業費なんですけど、理解を求めるといことなんですけど、それは重度心身障害者の医療公費負担金ということで実際に支援法が始まって、障害者に対しての負担も増えていきますし、そのあたりで障害者に対する支援として、歳出されていく方が望まれるんじゃないかと考えるわけですね。全体的に見ますと、老人医療公費負担金の方にこれを充当されているという形になっていると思うんですけど、先ほど言いましたように支援法等で厳しい状況の中、そちらへ支出していくことが望まれると考えるんですけど、それはどのようにお考えでしょうかということが一つ。

もう一つは先ほど同僚議員からもあったんですけど、今回の障害者福祉費の中でメリットというのがあったんですけど、身近なサービス身近な行政の対応ということなんですけど、今回のこういう組み替えなんかもあるわけなんですけど、自立支援法に対して、それ以外にメリットは見い出せなかったのかどうかということ、ここでもう一度お伺いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

○武岡保健医療課長

議長。

○松浦議長

保健医療課長 武岡隆文君。

○武岡保健医療課長

ご指摘の補助金の関係でございますが64万1千円。これにつきましては、平成17年度におきます補助金の精算追加交付ということでございます。私どもの保健医療課の方で、乳児、老人、さらには重度、ひとり親家庭等の4つの公費負担の医療の助成を行っておるわけですが、基本的には県の補助金につきましては、福祉医療公費負担制度という一つの枠の中で実施をしております。基本的には過年度の重度心身障害者にかかります精算交付金につきましては歳出の方におきましても、5目の社会福祉費公費負担事業費の中で充当してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○廣政福祉保健部長

議長。

○松浦議長

答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

障害者自立支援法の制定でございますが、原則的には国の方がこういう一つの法律を発せられたということでございます。先ほど大きな目的と言いますか、メリットというのはそのサービスにおいては、身近な自治体での協調性でのサービスが一番望ましいというのが基本原則であろうと感じております。それぞれの障害者らの立場等も国、県の方への申請等も合併をいたしまして、福祉事務所も市の方へ設置しております。そういった点もありまして、権限移譲もかなりの件数増えてまいりますが、障害者につきましても、その審査関係につきましても、自治体の方で審査し、障害者の手帳をお渡しすると。そういっ

た事務の関係等もスピーディになりますというか、そこらの方も時間が余りかかって、もらえんのじゃなかろうかと思えます。サービスの点につきましては、先ほど来関係者の団体等からの要望書も出ております。そういった点では、ある程度のデメリットが生じているのも承知しておりますけども、対外的なひとつの関係者と行政との関係と言います。地域でもこういった点でも支援という点では身近なところのそれぞれの関係がより近くになってのサービスを考えていくということが一番メリットというように考えております。具体的に、詳細的にそれではどれかとはっきり申し上げられませんが、10月に施行をして、今からのひとつの新年のいろいろ生かしたものにしたいとこのように考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

○入本議員

議長。

○松浦議長

15番 入本和男君。

○入本議員

今回の分は民生と災害復旧が主な補正だと思うんですが、本来なら13億近い金をこの時間に仕上げるのは大変な作業だと思うんですが、私はあえて災害復旧費の方について伺うわけですが、ここに我々の地域においても各町の災害復旧予算状況というのが、このたび補正予算の議案資料の中の3ページに件数が書いてあるわけですが、これを町名別に資料をいただければ、非常に我々も地域住民に説明して歩くのにみやすいと思えますので、その資料がいただけるかどうかというのが。と申しますのも9月の災害時には査定がどうなるかわからないという答弁もあって、一応お聞きしますという形だったのですが、どのあたりがどのように整理されて、こういう数字になったかということで、その資料をいただければと思いますが、いかがなものでしょうか。

2点目は災害復旧で、今回の場合は夜間という形で非常に職員の皆さん、また消防団の皆さんが大変なご苦労があったのではないかと思います。その中で職員手当、同僚議員の方から質問がありましたけど、10月から3月にあって1,050万とか、9月分というのは1,400万という数字を聞かせてもらってるんですが、これはどのような積算、どのような組み立てで数字を出されたのか、ちょっと踏み込んでお聞きしたいと思えます。

○松浦議長

ただいまの入本議員の質疑に対しまして、資料が提出できるかできないか、執行部の方でお答え願いたいと思えます。

出せるか出せないかでいいから。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

ただいまのご質問でございますが、現在農業施設の農地災害、公共土木災害も査定を受けております。査定で確定しましたら、ある程度資料の整理もできると思えますので、そういう対応をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○松浦議長

産業振興部長はどうですか。

一緒ですね。

わかりました。

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

内容の状況でございますが、積算といいますか当然10月から9月までのものにつきましては、全職員を災害対応という中で本部等も設置させていただきました実の数字のものも計上させていただいております。ただ10月から3月分につきましては補足的に説明が悪かったわけですが、農林水産、産業振興部の中には積算的には4ヵ月相当分の時間外手当を計上させていただいておりますけど、原課の方でその査定に要する時間数を積算をしていただきます事業費に対しての、財政当局といたしましては70%を目標にカットさせていただいております。予算計上から70%、要求額に対して70%カットさせていただいております。そういう状況もございまして、建設も同様積算的な時間数、また人数等の職員の対応ということでさせていただいておりますけども、同様、そういう積算のもとにおいての原課の方でできるだけ計画はさせていただいておりますけども、それをいかに縮めて査定作業にならないだろうかということで、原課の方をお願いをしておるとい状況でございます。産業振興部、そうした建設部に合わせても1,049万2千円、9月の実績をもとに1,470万ということで、2,520万9千円という補正額の内容でございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

15番 入本和男君。

○入本議員

今の職員手当については同僚議員の説明でそこまでは聞いたわけです。その1歩踏み込んだときに70%カットするという言葉は今初めて出てきたと思うんですが、この分は余りカットしてもらったら作業が遅れるんじゃないかと、逆の効果がある気もするわけです。それで私が今お聞きしたのはどの部がどの程度、積算というものは部からの積み上げということになれば、支所からの積み上げがあるんかもわかりませんし、そこらのものが見えてこないんですよ。だからアバウトな数字じゃなしにやっぱり財政難と言われるんなら切らにやいけんところは切らにやいけませんけど、100を120にしてでもせにやいけん部分もあるわけです。そこのところのどういうふうな積算されて、担当部長さん、並びに支所の方の事務もあるんか私はわかりませんけども、作業工程の中では、そこらの積み上げがわからない。

それから今の9月に支払われる1,400万ですけど、これはどのような支所並びに消防団かここの本庁の方の応援団とか、本部と支所

の積算はどのような数字で表れたこういう積み上げになったのか、その中には賃金カットはなかったのか、そういうものが見えてこない、我々とすれば災害の復旧工事にあたって、市民に説明するにしても人件費の問題、予算の問題、そういうところを理解を求めなきゃいけないんですね、各論について。そのために私らもそこを知っとけば市民の皆さんになぜうちのは査定に入らんかったんか、なんでうちは入ったか、そこらが説明できるような気がするわけなんです。逆に追求したらどうなったんか言われたときに、それは聞かんかったんですよ言うたら、なんか私らも役割を果たしてないような気がするんで、先ほどの同僚議員も自立支援について詳しく聞いていたように、そこらが今関心度が高いとこ、災害についても不安を持って生活しておられる。そういう点につきまして、やはり賃金についても明快な答弁をいただいて、説明できる形の資料、並びに答弁をお願いしたいと思うんですが、再度このあたりの支所の苦労とか、それから各部の積算がどのように支払われたのか、消防団としてはどういうふうだったのか、そこらをもう少し積算についての説明を再度求めます。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

産業振興部の方から今後における事務対応という状況の中で積算いたしております。11月27日から12月の22日までの4週間農地、農業施設の災害復旧の査定作業が入ってきてます。事務内容を先にご説明させていただきますが、11月中旬に災害復旧に伴いました単市の補助事業を産業振興部の方でも事業を興しております。この説明会を開催させていただき、その申請事務、また12月4日から8日までの林道施設の災害査定ということでございます。また、1月5日から10日、それぞれ増高申請のヒアリングが出てくるんじゃないかなということ、事務の予定を行っております。小規模崩壊復旧地の現地調査ということで、土日の作業という状況になるのではなかろうかと思っております。10月は、ほぼ農林水産課職員で災害関係の業務にあたっていたと思います。ただ11月からは職員等の限られた職員でありますので、単市の補助事業については部の中で調整をさせていただいて、地域営農課の方で、その事務を支援に回っていただいております。どちらにしましても、工事発注までにそうした基本的に10月並みの時間数というのは、ある程度基礎とさせていただいております。農林水産課、また地域営農課、主任から主幹までの管理職手当等の時間単位を積算をさせていただいて、時間を100時間とさせていただき、その人数割合をそこにはめていただいて、4ヵ月。また地域営農課については、時間単価と30時間の人数と3ヵ月の予想を組まさせていただいております。そういう事務作業とそうした時間割合の日数を原課の方では計画をさせていただくわけですが、100%の査定ということは必要には認識いたしております。

ますけども、財源的な形の中で考慮してみますと、7掛けから大体8掛けくらいの率の中で個々に調整をさせていただいておるとというのが現状でございます。

それと建設課も同様といたしまして、現在建設部の方には管理課と下水道課がございますけども、それらの特別の時間外手当等の中で積算をさせていただいております。例えば10月の例で申しますと1,500円の時間給単価が30時間で2人というものを、主事級の職員はやはりそれということも月の時間数を定めさせていただいております。主任クラスといたしましても同様でございます。そういう細かな時間数を積み上げさせていただいて今回建設部の方におきましては、514万ばかりの予算要求に対して、400万円の査定ということでございます。このことは応援態勢を各部からもさせていただいております。支所からの応援も1名ずつしていただいております。そういう状況がございまして、多少人数の対応も実施させていただいておるとということで、産業振興部におきましては920万からの要求でございますけど、630万のある程度の対応をさせていただいておるとというのが現状でございます。

それと、このたびの災害で一番重要視されておりました八千代町の支所の実績、また時間外の割り当て等もさせていただいて、担当者の現場の状況調査ということも必要になっておりますので、現場対応ということで、3月までの時間外に対する19万2千円等の予算を定めさせていただき、約1,050万ばかりは9月から3月までの見込みでさせていただいております。

それと9月までの実績と申しましょうか、実績におきましては、給与の方の担当者は各支所、各部とも、時間外の日数は把握をさせていただいております。そういう状況の中で、災害対応で実施していただいとるという状況でございますので、この数字については積み上げの中で積算をさせていただいたものを予算の方に計上させていただいとるということでございます。ただ、時間外ということでございますので、一般事務等においては、各部それぞれ担当課長が残業の時間外の計画を職員1人1人が計画を出させていただいて、それをチェックしておるのが現状でございます。計画と実績を見た形の中で、時間外の計上をさせていただいておりますし、行事等におけることにつきましても、振替をお願いするという状況の中でも実施をさせていただいております。そういう状況の中で緊急的には災害等については、やむを得ないということも認めさせていただきたいと思っております。そういう危機管理の中で今回の時間外というのは考え方はある程度整理をさせていただいて、今回の補正に出させていただいておるという状況でございます。

以上でございます。

○松浦議長

15番 入本和男君。

- 入本議員 今からの工程についてはわかりやすく説明していただきまして、こういう順序になっておりますということになれば、市民の皆さんも理解していただけるんじゃないかと思います。9月までの分につきましては、1点9月16日から17日にかけて賃金はどのくらい、1日でかかったんでしょうか。それは多分わかるんじゃないかなと思うんで、そこだけちょっと教えていただければと思います。
- 松浦議長 答弁を求めます。
総務部長 新川文雄君。
- 新川総務部長 今、申しわけございませんが、手持ちの資料がございませんので、後ほどご報告をさせていただきたいと思います。
よろしくお祈いします。
- 松浦議長 いいですか。
ほかに質疑ありませんか。
10番 熊高昌三君。
- 熊高議員 個別に2点ほどお聞きするんですが、23ページの5目の児童福祉医療公費負担686万、この詳細についてもう少しお知らせいただきたいと思います。
それと2点目は31ページの消防費の常備消防費の中で、備品購入の300万、AEDの購入と言われたと思うんですが、これは何機くらいで現在安芸高田市にAEDの設置状況、そこらの詳細についてお伺いしたいと思います。
- 松浦議長 以上の質問に答弁を求めます。
消防長 竹川信明君。
- 竹川消防長 それでは31ページの常備消防費の備品購入費の関係をご説明申し上げます。
ここに掲げております備品購入費につきましては、当初触れてありましたように、いわゆる除細動器、電気ショックにかかる除細動器でございます。AEDではございません。これは救急車に積載してある機具に関しまして、これを更新ということでございます。基本的には平成10年度に購入しております搬送式と言いますけど、より安全性、有効性の優れた機器に8年を経過して更新したいと。つきましては、救急振興財団から補助をやろうということが今年度ございまして、それが決定いたしまして歳入の方でございまして、129万1千円の助成を得られるということで、いずれといいますか、19年度に予定をし整備を考えておりましたこの機械を、この際お願いしたいというものでございます。ひとつその点をご理解いただきたいと思います。
なお、AEDにつきましては、教育委員会関係の関連施設におきまして、8施設に設置をしてあるということでございます。
以上でございます。
- 松浦議長 引き続き答弁を求めます。
福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

児童福祉費、医療公費負担事業の686万円の補正でございますが、主なるものは扶助費の624万2千円と、23節の償還金利子及び割引料で64万4千円でございます。23の償還金につきましては、ひとり親家庭等の医療費公費負担事業の平成17年度におきます事業の確定によりましての還付金を61万8千円であります。扶助費の624万2千円でございますが、この経費につきましては当初新年度予算をお願いするときに、大体17年度実績等の医療費を見積もっての積み上げでございます。上半期実施してまいりまして、ある程度の医療費が増額をしてきております。そういった点で上半期の実績もある程度伸び率を掛けまして、下半期の624万2千円をお願いをしたいということで計上をさせていただいております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようですので、これで質疑を打ち切ります。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

○明木議員

議長。

○松浦議長

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○松浦議長

反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○明木議員

議長。

○松浦議長

1番 明木一悦君。

○明木議員

同僚議員の質疑及び執行部の答弁を私なりに総括させていただきますと、やはり9月16日、17日の大雨により被災された市民からの負託である災害復旧及び10月1日より運用されました障害者自立支援法による障害者の負担増、これの支援拡大を早期に求めるものとして今回の予算が行われたと思いますので、それに賛成するものです。

○松浦議長

ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第125号、平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）の件を起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第126号 平成18年度安芸高田市国民健

康保険特別会計補正予算（第3号）

○松浦議長 日程第20、議案第126号、平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案名が平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,593万5千円を追加し、予算の総額を38億9,863万4千円とするものでございます。歳入につきましては、国民健康保険税503万8千円、国庫支出金2,345万4千円、県支出金491万4千円、共同事業交付金143万1千円、繰入金4,409万8千円をそれぞれ追加し、療養給付費等交付金2,300万円を減額するものでございます。歳出につきましては、総務費13万5千円、保険給付費5,175万円、共同事業拠出金405万円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○松浦議長 以上をもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長 それでは議案第126号の平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、要点のご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、本算定によります国民健康保険税の見直しと一般療養給付費、高額療養費の支出の見直しと、制度改正に伴いますシステム改修費が主なものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,593万5千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ38億9,863万4千円とするものであります。

6ページからご説明いたします。まず、歳入につきまして、ご説明申し上げます。款1国民健康保険、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1医療給付費分現年課税分2,190万の減額及び節2介護納付金分現年課税分393万8千円の増額、目2退職被保険者等国民健康保険税、節1医療給付費分現年課税分の2,300万円の増額につきましては、本算定による税額の見直しによるものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目2療養給付費負担金、節1現年度分1,751万円の増額につきましては、療養給付費、高額療養費の支出増に伴います国庫負担金の増額でございます。3目、高額医療費共同事業負担金、節1現年度分130万9千円の増額につきましては、交付決定に基づくものでございます。項2国庫補助金、

目1 財政調整交付金、節1 普通調整交付金463万5千円の増額は、療養給付費、高額療養費の支出増に伴う増額でございます。

次に、款4 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金、節1 現年度分130万9千円の増額につきましては、交付決定によるものでございます。項2 県補助金、目1 財政調整交付金、節1 財政調整交付金360万5千円の増額につきましては、療養給付費、高額療養費の支出増によるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。款5 療養給付費等交付金、項1 療養給付費等交付金、目1 療養給付費等交付金、節1 現年度分2,300万円の減額につきましては、本算定によります退職被保険者等国民健康保険税、医療給付費分現年課税分増額によりまして、交付額の減でございます。款7 共同事業交付金、項1 高額共同事業交付金、目1 高額共同事業交付金、節1 高額共同事業交付金345万8千円の減額は、精査見直しによるものでございます。目2 保険財政共同安定化事業交付金、節1 保険財政共同安定化事業交付金の488万9千円の増額は、精査見直しによるものでございます。款9 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金724万3千円の減額は、交付申請によります精査見直しでございます。項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金の5,134万1千円の増額でございますが、財源不足分のための繰入増でございます。以上が歳入でございます。10ページから歳入をご説明いたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費13万5千円の増額は、職員給与等見直しと制度改正に伴うシステム改修及び産休・育休代替職員の委託料によるものでございます。款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 の一般被保険者療養給付費2,500万円、目5 審査支払手数料25万円、次の11ページの項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費2,650万円の増額は、精査見直しによるものでございます。

次に、款5 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業医療費拠出金83万9千円の減額及び保険財政共同安定化事業488万9千円増額は、概算拠出額の決定によるものでございます。

以上、要点の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長 質疑ないようでございますので、質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第126号、平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第127号 平成18年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○松 浦 議 長 日程第21、議案第127号、平成18年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 議案第127号、議案名、平成18年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ152万1千円を追加し、予算の総額を34億7,115万6千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金97万4千円、県支出金12万7千円、繰入金93万7千円をそれぞれ追加し、支払基金交付金51万7千円を減額するものでございます。歳出につきましては、総務費130万5千円、地域支援事業費21万6千円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長 要点のご説明をいたします。

このたびの補正につきましては、今年度から介護保険特別会計におきまして取り組んでいる地域支援事業を、半年間の事業実績に基づきまして、事業の組み替え等の補正をするものです。

6ページからご説明申し上げます。歳入でございますが、歳入の主なものは、地域支援事業の補助金を介護予防事業から、包括的支援事業・任意事業に振り替えるものでございます。3款の国庫支出金、2

項の国庫補助金、2目の地域支援事業交付金41万7千円の減額は、補助対象である介護予防事業の減額によるものです。3目の地域支援事業交付金67万4千円の増額は、補助対象である任意事業などの増額によるものでございます。4目の介護保険事業費補助金は、今年度実施している介護保険料システムの改修に対する補助金がついてきたものでございます。4款の支払基金交付金、1項の支払基金交付金、2目の地域支援事業支援交付金51万7千円の減額は、補助対象である介護予防事業の減額によるものでございます。5款の県支出金、3項の県補助金、1目の地域支援事業支援交付金21万1千円の減額は、国庫支出金と同様に、補助対象である介護予防事業の減額によるものでございます。

続きまして7ページをお願いしますが、2目の地域支援事業支援交付金33万8千円の増額は、国庫支出金と同様に、補助対象である包括的支援事業・任意事業の増額によるものでございます。8款の繰入金、2項の一般会計繰入金、2目の地域支援事業繰入金382万2千円の増額は、介護予防事業の増額に伴う繰入金でございます。3目の地域支援事業繰入金347万3千円の減額は、地域支援事業の減額によるものです。4目のその他一般会計繰入金は、職員人件費の増額によるものでございます。

続いて歳出を説明いたします。8ページから、1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費130万5千円の増額は、18年度介護保険制度改正に伴いまして、要介護認定事務に関する件数が増えまして、関係事務を処理する時間外勤務手当が主なものでございます。4款の地域支援事業費、1項の介護予防事業費、1目の介護予防特定高齢者施策事業費2,114円の減額は、特定高齢者の認定が予定を下回る見込みのため、通所型介護予防事業を減額するものです。2目の介護予防一般高齢者施策事業費2,350万円の増額は、特定高齢者施策が減額見込みであるため、一般高齢者のための通所型介護予防事業の充実を図るものでございます。2項の包括的支援事業・任意事業、1目の一般管理費21万6千円の増額は、地域包括支援センターの要支援1・2のケアプラン作成を支援するための時間外勤務手当の追加でございます。

9ページをお願いいたします。2目の介護予防ケアマネジメント事業は、補助対象事業費の減額に伴います財源の組み替えでございます。3目の総合相談事業費191万円の減額は、高齢者の実態調査を委託で行ってまいりましたが、介護保険制度改正の中で調整に時間を要し事業開始が遅れました。調査件数が予定を下回っておりまして、委託料を減額するものでございます。4目の権利擁護事業は、高齢者虐待防止の啓発事務費の追加であります。5目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、補助対象事業費の減額に伴いまして、財源の組み替えです。6目の任意事業費60万円の減額は、受給者の減少に

伴う家族介護手当の減額でございます。

以上、要点の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

18年度新しい事業ということで、後半まできたんですけれども、現在までの状況に応じての補正ということで、中身はあるようですが、事業の評価をこれまでどのようにされて、決算ではないですけども、19年度に新たにつなげていくための年度でもあったと思うんですよ。そういった評価を部長、どのようにされておられるのか、1点お伺いしたいと思います。細かく言えば相談事業等のスタートが遅れて減額になってきておるといことですが、ここらによって市民が不利益を得たのではないかということもあるんですね。そこらをそうじゃないんだというような評価をされているのかどうか、それについて事業全般の評価を含めてこの補正予算というのをどのように次につなげていくんかということも絡めてお伺いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの熊高議員の質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

18年度の上半期を終えてきまして、今回このような補正をお願いしました。一つはご承知のように介護保険制度の中には介護保険給付事業と地域の支援事業とが大きく分かれております。地域支援事業の大まかな形になりますと、その中の介護予防事業、また包括的支援事業、任意事業、先ほどお願いいたしましたけども、一般会計の方からの対象者を介護保険の方で、対応していくということになります。今からのこの介護保険と言います、高齢者も年々高齢化してきます。要するに要支援1、2また介護の方になるべくいかないようにすることがひとつの大きな行政の課題だと思っておりますけど、この21年度から障害者の方も介護保険制度統一化されていくようにお聞きしていますし、そういった制度の改正もそれぞれ年度ごとにこの見通しが変わってきております。そういった点でも不透明な点がございしますが、包括支援センターをある程度充実をしていく必要があるような気持ちは持っております。先ほど言いましたようにケアプランの策定というものがある程度資格者でないといけないという問題があります。そういった点でも人材育成をそれに携わる方々の育成、研修等は対応する

ための行政の支援も必要でなかろうかと、このように考えております。支援事業の介護にいくまでには、福祉保健部としましても保険医療制度、またそこらの点との一連化したひとつの考え方も調整をする必要があるのではないかと、このように考えて宿題もたくさんある、課題もあります。不透明な部分もありますし、はっきりした部分、申しわけありませんけども、それぞれの課題を19年度にはどのようにしていくかという大きなこともあります。人材育成が先に必要ではなかろうかと、大きな問題としてはそのように考えます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

なかなか評価しづらい状況じゃないかなとお伺いしましたが、もう少し具体的に詰めて聞きたいと思いますが、例えば8ページの特定高齢者の関係と一般高齢者の関係、これが関係予算の大きく動いた点もあるんですが、ここらの実態についてはもう少しどのような形でのこのような形になったのかということをお伺いしたいと思います。要望というのがこの部分の一番大きな眼目だと思うんですね、事業の。ここらの18年度の上期での要望活動ができたのかどうかという評価が、今も言われたと思うんですが、もう少しはっきりとできたのか、できていないのか、その辺についてお伺いしたいと。と、言うのが先ほど部長も言われたように体制づくりがまだまだ不十分だろうし、特にケアマネージャーの不足というのが、安芸高田市のみならず周辺もそうだと聞いておりますが、この辺を下期で新年度に向けてどのように準備していくというのが、この補正に入っているのか、それについても少しお伺いしたいと思います。さらに包括支援センターの強化というの也被言われておりますが、具体的にどのような強化をしていこうというおつもりで、この下半期を取り組んでいかれるのか、その辺について具体的にお伺いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

8ページの4款の地域支援事業費の補正であります。ご質問のように今の介護予防の特定、高齢者の施策事業と一般の高齢者の施策事業というように分けております。大きなこのたびの補正は、介護保険計画3年間を立てるときに特定の高齢者がある程度人数を見積もっておられる。それを外れた方を一般会計の方で生きがいサービスをしているところでありまして。問題はこの特定高齢者を指定をするというのを要支援1、2へいくまでの元気な方の中で、特定高齢者といいますと、要支援に近い方が特定高齢者と認識しておりますけど、その方を把握するということがまず一番、先ほど言いましたように時間がかかるということで、総合健診等も受けられておりますけども、総合健診を受けられない方、この方をどうするかということ年代ごとに訪問にしての調査をしていくかどうかということもあります。性別もありますけ

ども、そういった点で時間を非常に要したということ、それとその人材が欠けておるということでございます。この点につきまして、また課長の方からもご説明申し上げますが、そういった包括支援センターとの関連は当然ありまして、その包括支援センターのそういう活動をしていくわけでございますが、職員の体制の中で、ご承知のように前回の補正でお願いしたと思っておりますけれども、臨時職員等も応募しております。ホームページ等でも応募しておるわけですが、なかなか他町の市町のように苦心されておりました、ケアプランを作成するのがなかなか間に合わないと、はっきり言って現状であります。そこらの今からの来年度からの取り組みというの、先ほど言いました大きな問題であると思っております。いずれにしても国保の関係、被保険者、またその対象外の方、それぞれの大体40%くらいの国保加入でございますが、他の方々にはそれなりの健康管理をされておるとい、まだ健診に呼ばれない方もおられます。そういった方々をどうするかという点から、個人の認識の向上と言いますか、健康に対する向上、それらが研修等も重ねておりますけれども、研修がすべてでないように思います。保健師等も家庭訪問等されておりますけれども、そこに需要と供給が追いつかないというのが現状でございます。そういった点につきましても同じ一つの部の中でありまして。そういった点がある程度今からどのように調整を取りながら、限られた人材の中でどのように対応していくかと、大きな課題としてそれぞれ医療課なり、高齢者課なり協議をしてまいりたいとこのように考えております。

4款の介護高齢者の特定の、課長の方から補足説明をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

高齢者福祉課長 沖野和明君。

○沖野高齢者福祉課長

議長。

○松浦議長

はい。

○沖野高齢者福祉課長

歳出4款の地域支援事業、1項介護予防事業費の中の事業の組み替えについてご説明させていただきます。

特定高齢者と申しますのは、先ほど部長から説明がございましたように介護保険の認定前的高齢者でございます。そのままの状態であれば、介護保険の認定がすぐ来るとい、虚弱な高齢者を呼ぶ名称でございます。こうした特定高齢者の事業につきましては、国が昨年の平成17年度の方角の中で、高齢者人口の5%の率を示してまいりまして、介護保険の方も平成18年度国の示した率で事業の執行を計画しておりました。しかしながら、なかなか国が示しました、特定高齢者の基準が厳しい状況がございます。それと、先ほど部長からありましたように、総合健診の受診が必須に現在なっております、なかなか特定高齢者というものが上がってこない状況がございます。現実問

題304名のサービスの提供を計画いたしました。現在71名と、こういう特定高齢者の状態でございます。特定高齢者へのサービスが非常に少ない状況でございます。そのかわり特定高齢者の方が一般高齢者の中に隠れているという状況が予測されますので、このたび一般会計の元気な高齢者の方を対象とした事業、特定高齢者が隠れておるといふ推測も含めまして、介護保険の介護予防として位置づけをして、元気な高齢者からしっかり介護予防をやっていこうという考え方を今回取らせていただきました。事業の組み替えについては以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

○山本議員

はい。

○松浦議長

16番 山本三郎君。

○山本議員

一番最後の10ページの職員手当の内訳の中に、時間外勤務手当が補正前と補正後で比較が149万8千円という時間外手当がかかるようになってるわけですが、ケアマネージャーが非常に足りない中で、事業執行していくのにいろいろ大変なことだと思うんですが、148万9千円の時間外のどのような時間外の作業いいますか、事務いいますか、内訳があれば教えていただきたいと思います。今後このような無理な状態が続くことになると、ケアマネージャーを早期、いろいろ無理のない方向を考えていかなければならないという面があるのではないかと思います。内訳がわかりましたらご説明願います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

高齢者福祉課長 沖野和明君。

○沖野高齢者福祉課長

議長。

○松浦議長

はい。

○沖野高齢者福祉課長

給与費明細の時間外勤務手当の内容についてのご質問でございます。歳出の8ページ、9ページをもって説明させていただきたいと思っております。歳出の8ページに款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費がございます。こちらの中に職員手当等134万円補正をお願いしております。こちらの目の時間外勤務手当は事務の時間外勤務手当でございます。どうして今回補正をお願いしたかと申しますと、実はこの4月に認定が変わりまして、これまで要介護1であった方が要支援の2と、要支援の1、二つに分かれるようになりました。その中で要介護から要支援へ移った人は認定期間6カ月が限度でございます。これまでほとんどの方が12カ月という認定期間であったものが、これが6カ月に切りかわりまして、ここの事務が倍増しております。この中で内部事務での時間外勤務手当がございます。8ページの一番下に款の4地域支援事業、項の2包括的支援事業、任意事業、目の1の一般管理費、こちらの中に21万4千円職員手当がございます。

こちらが地域包括支援センターの中の職員の人件費でございます。地域包括支援センターは、介護サービスの特別会計と介護保険特別会計で地域包括支援センターの人件費をまかなっておりますが、ここがございます人件費がケアプランの作成を支援するための時間外勤務手当でございます。21万4千円という金額でございます。ケアプランの作成につきましては、先ほど部長の方からございましたように、現在の体制では非常に厳しい状況でございます。土曜、日曜、家庭での調整、あるいは土曜、日曜、夜間にケアプランを電算処理する。さまざまな事務がございます、ケアマネージャーの不足が現時点で生じている実態がございます。先ほど部長からありましたように、こちらの体制づくりをどうやっていくかが19年度に向かった課題であるというように考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第127号、平成18年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、15時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時58分 休憩

午後 3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第128号 平成18年度安芸高田市公共下

水道事業特別会計補正予算（第3号）

○松浦議長

休憩前に続き、会議を再開します。

日程第22、議案第128号、平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第128号、議案名が平成18年度安芸高田市公共下水道事業

特別会計補正予算（第3号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ851万9千円を追加し、予算の総額を4億3,614万5千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金194万5千円、繰越金が657万4千円をそれぞれ追加するものでございます。歳出につきましては、総務費194万5千円、諸支出金657万4千円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について要点をご説明させていただきます。

最初に歳入でございますが、6ページをお願いいたします。4款繰入金、1項他会計繰入金の一般会計繰入金でございますが、職員の人件費等で、194万5千円を計上させていただいております。次の5款繰越金でございますが、17年度決算に伴い剰余金657万4千円を計上させていただいております。

7ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款総務費の1項総務管理費、一般管理費でございますが、職員手当等で194万5千円を計上させていただき、4款諸支出金でございますが、一般会計繰出金といたしまして、繰越金相当額の657万4千円を計上させていただいております。

以上でございます。

○松浦議長

以上をもって要点説明を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第128号、平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第129号 平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○松 浦 議 長

日程第23、議案第129号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

議案第129号、議案名、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ955万3千円を追加し、予算の総額を8億8,791万6千円とするものでございます。

歳入につきましては、県支出金300万円、繰越金704万7千円、諸収入559万2千円、市債770万円をそれぞれ追加し、繰入金1,378万6千円を減額するものでございます。歳出につきましては、総務費66万9千円、施設費183万7千円、諸支出金704万7千円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、2事業、5,100万円を繰越明許費とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、2億1,900万円と定めるものであります。

以上よろしくご審議のうえ、適当なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について要点の説明を行います。

歳入でございますが、8ページをお願いいたします。4款県支出金の1項県補助金の特定環境保全公共下水道事業県補助金でございますが、八千代処理区の関係で事業の精算等に伴いまして、300万円を計上させていただいております。5款繰入金では一般会計からの繰入金を1,378万6千円減額し、6款繰越金では、17年度決算に伴い剰余金704万7千円を計上しております。

次に9ページをお願いします。7款諸収入でございますが、雑入でございますが、559万2千円におきましては、落雷被害による保険料、また諸ケーブル等の移転補償などで559万2千円を計上しております。8款市債では、公共下水道事業債770万円を計上しております。

10ページをお願いします。歳出でございますが、1款総務費の1項総務管理費の一般管理費でございますが、職員の人件費等で66万9千円計上させていただいております。2款の施設費の施設管理費では、向原処理区の浄化センターが11月中旬の深夜、落雷により排水系統に異常が発生し、緊急対応が必要となったため、役務費の一部予算を工事費に流用させていただきました。そのため、その不足額分として483万6千円を計上させていただくとともに、工事請負費では県道吉田豊栄線の改良工事に伴う、非常通報装置ケーブルの移設費などで170万1千円を追加させていただきまして、合わせて653万7千円を計上させていただいております。2項施設建設費では、八千代処理区及び甲田処理区の事業精算見込に伴いまして、470万円を減額させていただいております。主なものは委託料、工事請負費と補償費につきましては組み替えをさせていただいております。4款の11ページでございますが、諸支出金の一般会計への操出金として、繰越金相当額の704万7千円を計上させていただいております。

4ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費5,100万円の補正でございますが、建設費の施設建設費におきまして、八千代処理区では、県道の浜田や八重、可部線の道路改良工事との時間調整等に時間を要しましたので、2,500万円を。また、甲田処理区では県道広島、三次線の歩道工事や中継ポンプ場の調整等に時間を要したため2,600万円を繰越明許費として計上させていただいております。

次に、5ページでございますが、第3表、地方債の補正でございますが、特定環境保全公共下水道事業で補正前の額へ770万を追加させていただき、補正後の額を2億1,900万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長 質疑ないようですので、質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第129号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第130号 平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○松 浦 議 長 日程第24、議案第130号、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 議案第130号、議案名が平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,720万4千円を追加し、予算の総額を6億7,799万8千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金289万8千円、繰越金1,796万4千円、諸収入44万2千円、市債590万円をそれぞれ追加するものでございます。歳出につきましては、総務費60万7千円、施設費863万3千円、諸支出金1,796万4千円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として、8,900万円を繰越明許費とするものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、1億4,070万円と定めるものであります。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長 平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について要点のご説明を行います。

8ページをお願いいたします。歳入でございますが、5款繰入金では、一般会計からの繰入金289万8千円を計上させていただいております。また、6款繰越金では、平成17年度決算に伴い剰余金1,796万4千円を計上しております。7款諸収入の1項雑入でございますが、美土里町生田地区のマンホールポンプの落雷被害によります保険料44万2千円を計上しております。

9ページ、8款市債でございますが、下水道事業債といたしまして5,900万円を計上させていただいております。

10ページをお願いします。歳出でございますが、1款総務費の1項総務管理費の一般管理費でございますが、職員の人件費等で60万7千円計上させていただいております。2款施設費の施設管理費では、市内の6つの浄化センターの維持管理等の精算見込みによるものですが、委託料におきましては560万7千円減額、役務費では汚泥の発生量、処理量の増加等によりまして666万1千円を追加させていただいております。2項施設建設費でございますが、吉田入江地区の事業精算見込みにより、委託料と水道管等の移転補償費などを減額し、工事請負費では管路延長や中継ポンプの追加などで、合わせまして470万円の追加計上をさせていただいております。4款の諸支出金、一般会計繰出金では、繰越金相当額の1,796万4千円を計上させていただいております。

4ページをお願いいたします。繰越明許費の補正でございますが、建設費の施設建設費におきまして、吉田入江地区農業集落排水事業におきまして、現地精査の結果一部管路等の変更が生じたことや、国道54号への横断管渠等で、推進工法での施工となるため、年度内の完了が難しいという状況で、一部工事の繰越をさせていただくということで8,900万円を計上させていただいております。

次に5ページ、地方債の補正でございますが、農業集落排水事業で補正前の額へ590万円追加し、補正後の額を1億4,070万にさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番 明木一悦君。

○明木議員

繰越明許費ですけど、入江地区の農業集落排水整備事業、大体いつ頃から開始見込なのでしょうか。

- 松 浦 議 長 ただいまの質問に答弁を求めます。
建設部長 金岡英雄君。
- 金岡建設部長 入江地区につきましては、一部供用開始をさせていただいておりますが、まだ最終的な工事が継続中でございますので、繰越をさせていただいております。
- 松 浦 議 長 答弁をもう一度求めます。
- 金岡建設部長 大変失礼いたしました。今の一部の供用開始は本年6月頃から一部供用開始をさせていただいております。また、繰越につきましては最後の区間の管路工事が上入江地区を中心に残っておりますので、それを繰越明許として上げさせていただいております。全体的には18年度事業で完了でございますが、繰越分を追って19年度には完了するといった予定でございます。
- 松 浦 議 長 ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
- 松 浦 議 長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
〔討論なし〕
- 松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第130号、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 松 浦 議 長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第131号 平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

- 松 浦 議 長           日程第25、議案第131号、平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 児玉更太郎君。
- 児 玉 市 長           議案第131号、議案名が平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）でございます。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ785万8千円を追加し、予算の総額を2億8,055万1千円とするものでございます。歳入につきましては、繰越金533万5千円、市債530万円をそれぞれ追加し、繰入金277万7千円を減額するものでございます。歳出につきましては、総務費が41万2千円、施設費が2



11万1千円、諸支出金が533万5千円をそれぞれ追加するものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、4,070万円と定めるものでございます。

以上よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)について要点の説明を行います。

8ページをお願いいたします。歳入でございますが、6款繰入金では、一般会計からの繰入金277万7千円を減額させていただいております。7款繰越金では平成17年度決算に伴いまして、剰余金533万5千円を計上させていただいております。9款市債では、浄化槽整備事業債530万円を計上させていただいております。

次に9ページでございますが、歳出でございます。1款総務費の1項総務管理費で一般管理費でございますが、職員手当等で41万2千円、2款施設費の1項施設管理費では、大雨等による浸水等での浄化槽のブローアなどの修繕費として211万1千円、市設置型で62万4千円、個人設置型で148万7千円を計上させていただいております。2項施設建設費では、財源内訳の組み替えをさせていただいております。

4ページをお願いします。第2表地方債の補正でございますが、浄化槽整備事業で補正前の額に530万円を追加し、補正後の額を4,070万円にさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○明木議員

議長。

○松浦議長

1番 明木一悦君。

○明木議員

10ページですけど、繰出金として533万5千円一般財源繰り出していますよね。その上、施設建設費として地方債530万借金をつくっているわけですけど、実際にとんとな額なんですけど、借金をつくる必要がなぜあるのか。非常に苦しい財政の中でできるものは財源でやっていけばいいと思うんですけど。借金つくれば利子がつくわけですけど、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

- 松 浦 議 長           ただいまの質疑に答弁を求めます。  
                                金岡建設部長。
- 金岡建設部長           ただいまのご質問にお答えします。いわゆる繰入金につきましては、決算に伴いまして、一般会計から繰入れていただいたものについて、決算に伴いまして繰出しをさせていただくというもので、起債につきましては、やはり起債での交付税算入等ございますので、そういうことも含めて財源等のあり方について全体的な取り組みをさせていただいておるという状況でございます。
- 松 浦 議 長           ほかに質疑はありませんか。  
                                〔質疑なし〕
- 松 浦 議 長           ほかに質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。  
                                これより討論に入ります。  
                                討論はありませんか。  
                                〔討論なし〕
- 松 浦 議 長           討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
                                これより議案第131号、平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）の件を起立により採決いたします。  
                                本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
                                〔起立多数〕
- 松 浦 議 長           起立多数であります。  
                                よって、本件は原案のとおり可決されました。  
                                ~~~~~○~~~~~
- 日程第26 議案第132号 平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 松 浦 議 長 日程第26、議案第132号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。
 この際、議案の朗読を省略いたします。
 提出者から提案理由の説明を求めます。
 市長 児玉更太郎君。
- 児 玉 市 長 議案第132号、議案名が平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。
 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,969万円を追加し、予算の総額を11億9,025万2千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金1,068万6千円、繰越金3,672万9千円、諸収入227万5千円をそれぞれ追加するものでございます。歳出につきましては、総務費42万3千円、施設費1,235万7千円、諸支出金3,673万円をそれぞれ追加するものでございます。
 以上よろしく審議を賜りたいと思います。
- 松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長からの要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、要点の説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、6款繰入金の1項他会計繰入金、一般会計からの繰入金でございますが、1,068万6千円を計上させていただいております。7款繰越金では17年度決算に伴いまして繰越剰余金3,672万9千円を計上させていただいております。8款諸収入の雑入では、さきの台風13号関連による大雨などでの水道施設の冠水や、落雷による被害に伴う保険金等227万5千円を計上させていただいております。

次に7ページをお願いします。歳出でございますが、1款総務費の1項総務管理費の一般管理費でございますが、職員の人件費等で42万3千円を、2款施設費の1項施設管理費では、1,253万7千円の追加をお願いしておりますが、その主なものは、需用費におきまして、通常の維持管理費の精算見込みに伴うもののほか、13号台風関係や落雷被害によりまして、施設の修繕費が主なもので、特に八千代におきましては、今回の水害により橋梁、共架などの給配水管の流出や、道路等へ埋設しております水道管の流失などにより、応急復旧として946万4千円を計上させていただいております。向原給水区におきましては、雷被害により設備機器、メーター等機器の修繕費186万9千円を計上させていただいております。工事請負費につきましては、修繕費等需用費に組み替えをさせていただいたというため、152万8千円を減額しております。

8ページをお願いします。4款諸支出金の一般会計繰出金でございますが、繰越金相当額の3,673万円を計上しております。

以上でございます。

○松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○入本議員

議長。

○松浦議長

15番 入本和男君。

○入本議員

細かいことを言って恐縮ですが、人件費のことではプラスになつとるんじやが、書いてあるとおりの朗読で理由説明がなかったんですが、それでトータル的に言うのも変な話ですが、このたび9ページを見ると42万3千円、下は40万、よその前回までの見ると大体合計欄の

数字は合っているんですが、合わない理由はどういうふうに我々は理解すれば。今まで合いよってここで合わんようになってくるけえ疑問を感じるんですが。ここで言う休日出勤手当が減額になっておるということは振替休日されて、そうされて努力された経緯が見られるわけですが、時間外が前回の131号に比べて、この分については11名で50万円。前回の131号は1人で41万2千円ですか。そこらの人件費に対するわずかでも説明いただかないと、我々は理解に苦しむわけなんです。11人で50万円と1人で41万円と、仕事の量がどういうふうになって、どうなるから人件費が上がったと、一言ほどつけてもらえばわざわざここで質問することもないんですが、今何点か言った分の説明をお願いします。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時40分 休憩

午後 3時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
答弁を求めます。

○金岡建設部長 建設部長 金岡英雄君。
大変失礼いたしました。

7ページの42万3千円、一般管理費の関係のところでございますが、職員手当40万につきましては、9ページの職員手当の内訳の時間外勤務等のところで上げております、職員手当の40万でございます。あと共済費等で42万3千円ということでございます。

時間外についてでございますが、今もご質問ございましたように、トータルの中で今全体の時間外の中で支出をさせていただいておりますが、特に今回災害等もありまして、それに対応する事務などをやっております。そういう中で極力時間外を使わないようにということで、休日等についても振りかえなどをやっておるという状況でございます。今後におきましてはそういう対応をやっていきたいと思っております。
以上です。

○松浦議長 ほかに質疑ありませんか。

15番 入本和男君。

○入本議員 わかっとる人がペラペラしゃべって、私はよくわからんのですが、今言われた9ページのところで、42万3千円と40万円の2万3千円の違いの理由を私は理解できないですよというのがひとつあったんですよ。前回の131号においては、その合計が合っとるんですけど、関係ないんですかね。大体ほかなの合っとるんよね、それが。今まで説明しとるのが。

○松浦議長 休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時43分 休憩

午後 3時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

再開いたします。

15番 入本和男君。

○入本議員

大変見方がまずくて失礼な質問しまして、休憩中にご理解いただく回答いただき、ありがとうございました。

時間外手当の出し方というのは、今のように人数割に対して、多い場合と少ない場合とがあったり、休日出勤も振り替えという形で私が申したんですが、そのような形で減額されておる非常に好ましいケースもあるんですけれども、事業によって計算できない部分があったりとか、今のように明許繰越した場合に作業がいらなくなってから減額するとかいうようなケースがあると思うんですが、そういう点ではやはり人件費がわずかでも、1人の場合と11人の場合とでもそういうふうに残業手当が違ってくるわけですよ。11人で50万円と、1人で41万2千円とか言ったら平均値にするとひどい差があるわけです。そこらあたりも今後人件費の上限については、やはりチェックされたうえでの問題だろうと思いますんで、その説明も予算説明の場合にはただ人件費なんぼと書いてあるとおりに言われるんじゃないんで、こういう理由で上がりましたよ、減りましたよというような付け加えを、人件費の場合特になかったの、ここで申し上げるのも何かと思ったんですが、そういう点で伺ったわけでございますんで、大体11人で50万円いうたら5万円くらい、大体時間給にして1人当たりがどのくらいになっとる計算で積み上げられたのか。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時47分 休憩

午後 3時49分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

再開をいたします。

ただいまの入本議員の質問に答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

大変失礼いたしました。

9ページでは、時間外勤務手当が大体比較のところ50万余りでございます。11人で割りますと約5万円程度というご質問でございました。時間外の単価はそれぞれ給与によって違いますが、平均3千円くらい、時間あたりにしますと、15、6時間というふうな見込になろうかと思っております。

以上でございます。

- 松浦議長 入本議員、理解していただけましたか。
ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
- 松浦議長 ないようでございますので、これをもって質疑を省略いたします。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔討論なし〕
- 松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第132号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 松浦議長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第133号 平成18年度安芸高田市飲料水  
供給事業特別会計補正予算（第1号）

- 松浦議長 日程第27、議案第133号、平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 児玉更太郎君。
- 児玉市長 議案第133号、議案名、平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）でございます。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ117万9千円を追加し、予算の総額を1,057万8千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金25万8千円、繰越金83万8千円、諸収入8万3千円をそれぞれ追加するものでございます。歳出につきましては、施設費34万円、諸支出金83万9千円をそれぞれ追加するものでございます。  
以上よろしく審議を賜りたいと思います。
- 松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
建設部長 金岡英雄君。
- 金岡建設部長 失礼いたします。平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、要点の説明を行います。  
6ページをお願いいたします。歳入でございますが、6款繰入金  
の1項他会計繰入金、一般会計繰入金でございますが、25万8千円を計上させていただいております。4款繰越金では、17年度決算に伴い剰余金83万8千円を計上させていただいております。5款諸収入の雑入では、落雷による簾地区施設被害に対しましての保険金8万3

千円を計上しております。

次に7ページをお願いします。2款施設費の1項施設管理費ですが、落雷などによる施設の修繕等によりまして34万円を計上しております。4款諸支出金の一般会計操出金ですが、繰越金相当額の83万9千円を計上させていただいております。

以上でございます。

○松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第133号、平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで請願について報告いたします。

本日までに受理した請願は1件ですが、お手元に配布しております請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

議事の都合により、明日、明後日は休会といたし、次回は11日午前10時から再開といたします。

ご苦勞でございました。

~~~~~○~~~~~

午後3時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員